

著作権関連	91
01 著作権法でいう「独創性」は原始性及び創作性を含み、「創作性」については社会通念から当該著作物は既存作品と区別することができ、作者の個性を表現するに足りるものなら十分であるとした事例.....	91
02 ワードソフトの不正販売により、新台湾ドル2千萬元を請求されたが、14萬元の賠償とした判決.....	94
03 外国人の著作物は著作権法第4条に該当するものは、法により著作権によって保護される	96
04 政府機関内部会議で有識者の著作の一部を議題についての賛成意見として参考資料に引用し、参加者に配布したことが著作物の合理的な利用とされた事例.....	98
05 権利侵害に関わったことにより、亜洲芸術中心に賠償判決.....	101
06 買受人がその購入したのが模倣品であることを知っているかどうか、あるいは模倣ディスク販売価格の高低と、販売者の偽造準私文書行使罪成立とは無関係.....	104
07 海賊版販売で賠償判決 更に謝罪文掲載も.....	106
08 著作権法により著作物が必要以上に保護され、その権利が濫用されると、国民の出版活動を難しくし、ひいては国民が情報へのアクセスの便利性を妨げることにもなりかねない....	109
09 台湾台中地方裁判所では「被告が海賊版ディスクを販売したことについて、消費者が簡単に判別できることから、原告が模倣品の質が粗末で、その商業上の信用を毀損したとして、賠償金として著作物一件につきNT\$ 500 萬元を請求した金額は、あまりにも高すぎる」とした民事判決例.....	112
10 デジパークが権利侵害を申告 華義国際が敗訴 「石器時代ゲームは販売差止め」.....	115
11 「飛行網Kuro」が著作権法違反の罪に問われた裁判で、高等裁判所は 16 日、一審の有罪判決を維持し.....	120
12 有料法律情報提供システム立ち上げ時間短縮のため、同業者の法令データベース収録資料の大量複製は編集著作物の不正利用に該当し、経営責任者らの刑事責任が問われた事例....	125
13 夜市での海賊版ディスクの販売で、男子に14万台湾ドルの賠償判決.....	129
14 万国会社が著作権侵害の告訴提起、最終的に被告群聯会社が勝訴.....	131
15 新台湾ドル5千萬元を請求されたが、5千萬元の賠償とした判決.....	134
16 マイクロソフト海賊版ゲームCDを販売したことにより 261 萬元の賠償判決.....	137

著作権関連

著作権関連

01

著作権法でいう「独創性」は原始性及び創作性を含み、「創作性」については社会通念から当該著作物は既存作品と区別することができ、著作者の個性を表現するに足りるものなら十分であるとした事例

■ハイライト

著作権への保護は著作の表現にのみ及び、それに表現される構想、観念、手続き、製造工程、操作方法、原則、発現又は数理概念には及ばない。これは著作権法の基本的な法理であり、即ち「観念と表現の二分法」である。但し、その表現方法は独創性（オリジナリティー）を有する精神的な創作でなければならず、「独創性」を広義に解釈すると、「原始性」及び「創作性」を含む。「原始性」とは著作者が原始的に独立して創作を完成し、他の著作物を抄襲し又は剽窃するものではないことをいう。「創作性」は必ずしも過去に類を見ないものとは限らず、社会通念から当該著作物は既存作品と区別することができ、著作者の個性を表現するに足りるものであれば十分である。本件訴訟告訴人が提出した係争チラシ（旅行代理店の宣伝広告）はツアーの日程、ツアーで訪れる観光地の特色、内容などを文字で並べ立て、証人がトラベル専門誌、観光局及び各地観光名所を紹介するウェブサイト調べて得た資料を消化したうえで自分なりの思考方法で表現したものである。係争チラシは他の著作物を抄襲したものであるという証拠もなければ、どこにでも見られるありふれた表現で構成されたものでもないため、著作権法の保護を受ける言語著作物であると認める。

台湾台北地方裁判所刑事判決
裁判番号：96年度易字第1802号
裁判期日：2007年10月29日
件名：著作権法違反

主文：無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した甲を、懲役三ヶ月に処する。懲役一ヶ月十五日間に減刑し、罰金をもって代える場合は一日につき新台幣一千元で計算する。

一. 事実の概要

A旅行社の責任者である被告甲は、添付文書に示されたチラシ（以下、係争チラシ）はB旅行社が著作権を有する言語著作物であり、Bの同意を得ないでそれを無断で複製したり頒布したりすることが許されないことを明らかに知りながら、2006年11月に事情を知らぬ成年者のアルバイトに係争チラシの一部内容を自社のチラシに複製することを指示し、興味のある顧客に提供していた。同年12月、事情を知ったB旅行社の責任者乙は、甲を相手取りに告訴を提起した。

二. 判旨：

(一) 被告甲は、自分がA旅行社の責任者であり、同社チラシの一部内容が添付文書に示された係争チラシと同じであることを認める一方、著作権法違反の起訴事実については次のように反論する。

1. A旅行社チラシはアルバイトが資料を集めて作成したものを直接コンピュータでプリントアウトしたものを顧客に提供していた。事務的な作業は各部門のスタッフが責任を持つてする仕事であり、責任者としての自分が自らするわけがなく、チラシの内容はどこを引用したか知らない。
2. タイ中部のツアーは殆どが6日の日程で、訪問地も大して変わらない。各観光地或いは現地の旅行代理店において様々な観光案内情報が提供されており、多くの旅行代理店のこれらの観光名所に対する紹介（案内）も添付文書チラシの内容とほぼ一致することから、告訴人が創作したものを証明することができない。

(二) 裁判所で調べたところによると、

1. 被告は、添付文書に示された係争チラシの内容は告訴人が創作したものではないと主張し、証拠として添付文書の内容と同様の他社チラシを複数提出している。B旅行社の責任者乙が宣誓して証言したところによると、係争チラシは彼が2003年7月～8月に創作したもので、その後毎年内容を若干修正し、それに関する著作財産権が告訴人B旅行社に譲渡されている。「BLANCA」は「〇〇家」（B旅行社の社名）の英語への直訳であり、告訴人が自ら考え出

したものである。係争チラシで参考になった資料及び係争チラシの過去の改訂版も提出している。告訴人は「BLANCA」の文字を標章に旅行代理店業務、キャンプの手配、ツアー観光サービス等への使用を指定して経済部知的財産局に出願し、1999年5月1日に商標（サービスマーク）として登録を受けている。さらに、係争チラシにはガイドの代わりに「Mr. Blanca」という言葉を使っている。ところが、A旅行社だけでなく、被告が提出した他の旅行代理店のチラシにも係争チラシと同じように「Mr. Blanca」をガイドの代わりに使っている。これに加え、係争チラシで間違えた文字もそのままA旅行社のチラシに出ている。被告は2003年7月～8月以前に既に係争チラシと内容を同じとする著作物の存在を証明することができない。告訴人の社名の英語への音訳で、文字商標として登録を受けている「BLANCA」というのは、辞書によると、アメリカの地名である以外の意味はない以上、普通に考えれば、告訴人しか「BLANCA」を使わないはずである。したがって、係争チラシに「Mr. Blanca」が使われていることから、係争チラシを創作したのは告訴人責任者乙と判断してよい。A旅行社を含む他の旅行代理店のチラシに同様の内容が記載されているということは、係争チラシを抄襲したものとする。

2. 著作権への保護は著作の表現にのみ及び、それに表現される構想、観念、手続き、製造工程、操作方法、原則、発現又は数理概念には及ばない。これは著作権法の基本的な法理であり、即ち「観念と表現の二分法」である。但し、その表現方法は独創性（オリジナリティー）を有する精神的な創作でなければならず、「独創性」を広義に解釈すると、「原始性」及び「創作性」を含む。「原始性」とは著作者が原始的に独立して創作を完成し、他の著作物を抄襲し又は剽窃するものではないことをいう。「創作性」は必ずしも過去に類を見ないものとは限らず、社会通念から当該著作物は既存作品と区別することができ、著作者の個性を表現するに足りるものであれば十分である。本件訴訟告訴人が提出した係争チラシ（旅行代理店の宣伝広告）はツアーの日程、ツアーで訪れる観光地の特色、内容などを文字で並べ立て、証人がトラベル専門誌、観光局及び各地観光名所を紹介するウェブサイト調べて得た資料を消化したうえで自分なりの思考方法で表現したものである。係争チラシは他の著作物を抄襲したものという証拠もなければ、ありふれた表現で構成されたものでもないため、著作権法の保護を受ける言語著作物であると認める。
 3. 乙の証言により、「・・・係争チラシが2003年か2004年7月～8月に最初に作られた。お客様の意見を参考に宿泊のホテルや食事などについて毎年若干調整をしているが、内容を大きく変更したことはない。ツアー旅行のガイドとしての経験を踏まえ、「TOGO」のような旅行情報誌やタイ観光局の案内資料を参考に係争チラシを最初に作成した。食事や宿泊先、訪問地などツアーの内容については、ツアーのたびに現地調査を行う。「Blanca」はうちの社名の音訳で、私たちが考え出したものである。チラシに文字の誤りがあったのに、被告は間違っただけのまま引用している。・・・書面のチラシは会社に置いてある。営業担当者が外回りや打ち合わせに持ち出して顧客に渡す。会社に来れば取ることができる。2006年9月、10月からホームページに掲載し始めている。・・・旅行情報誌や観光局、インターネット上の観光名所の案内から入手した情報を消化してわが社ならではの個性を表現できるように内容を見直して新たに編集したため、ツアー内容の説明や用語は参考資料と異なる。・・・2005年以前のチラシには「Mr. Blanca」を使わなかった。同業者の無断転載に困った挙句、できるだけこのようなことを避けたいと思い、2005年の改訂版に「Mr. Blanca」という言葉を入れることにした」。以上の証言から、係争チラシに独創性があり、告訴人が著作権者であると判断してよい。
 4. 被告は、自分がA旅行社の責任者であり、チラシはアルバイトが作ったもので、自分は知らないと言解するが、明らかに事件発生後自らの責任を逃れようとする言い逃れに過ぎず、信用するに足りない。また、A旅行社は係争チラシの主なツアー内容説明の約八割に相当する内容を無断転載しており、その量、質とも甚だ大きい。しかも商業目的で利用していたため、合理的な利用に当たらない。
- (三) 被告は、無断で複製する方法により他人の著作財産権を侵害する罪（著作権法第91条第1項）を犯し、所有権移転、貸与以外の方法で上記複製物を頒布する「軽度の行為」が無断複製という重度の行為に吸収されるため、これについては別途罪を論じない。事情を知らぬ成年者のアルバイトを利用して添付文書に示された言語著作物を複製させた被告は、間接正犯である。初犯ではあるが、個人的な利益を計るため、告訴人が享有する著作財産権を無視した。ただ、複製物の量が多くないため、告訴人に与える損害は巨大なものに至らずに済んだ。

参照条文：

著作権法第 91 条

無断で複製する方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 75 万元以下の罰金を科し、又はこれを併科する。

販売若しくは貸与を意図して無断で複製する方法により他人の著作財産権を侵害した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処するほか、新台幣ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金を併科することができる。

光ディスクに複製する方法により前項の罪を犯した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処するほか、新台幣ドル 50 万元以上 500 万元以下の罰金を併科することができる。

著作物を個人的に参考にし、又は合理的に利用する場合は、著作権侵害が成立しない。

著作権関連

02

ワードソフトの不正販売により、新台幣ドル2千萬元を請求されたが、14萬元の賠償とした判決

一、基本資料：

1. 裁判番号：台湾高等法院 96 年度智上字第 38 号民事判決
2. 事件理由摘要：損害賠償
3. 裁判期日：2008 年 01 月 08 日
4. 関連条項：著作権法第 88 条、第 89 条
5. 裁判要旨：

「故意又は過失により他人の著作財産権又は出版権を不法に侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは、連帯して賠償責任を負う。」と著作権法第 88 条第 1 項に明文が規定されている。又、著作権法第 88 条第 2 項に基づき、被害者は、容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対して侵害の情状を酌量して新台幣ドル1万元以上100万元以下の賠償額を算定するよう請求することができるほか、「損害行為が故意に為され、且つ情状が重大な場合は、賠償額を新台幣ドル500万元にまで増やすことができる。」とも同法第 88 条第 3 項に規定されている。

調べたところ、ソフトのコピーは数分間で簡単に完成できるものであるが、侵害者は、その販売しているコンピューターのハードディスクに不正コピーしたソフトが一体どの位内蔵されているかの挙証がかなり困難である。それ故、上訴人は、本件では著作権法第 88 条第 3 項の規定が適用されるべきであるとの主張は受け入れられるべきである。

審理の結果、被上訴人が、コンピューターのハードディスク設備を販売する際に、上訴人のコンピュータープログラム著作物をハードディスクに記録させ、無断でコンピュータープログラム著作物を複製する主な目的は、クライアントの購入意欲をそそること、及び被上訴人が上訴人の著作権を侵害した実態などを酌量したうえで、上訴人は賠償金として著作物一件につき被上訴人に新台幣ドル15萬元を請求したことは、あまりにも高すぎることから、著作物一件につき、賠償金は新台幣ドル2萬元とするのが適当であると認定している。

二、当事者：

- 1、上訴人（即ち原告）：米系・微軟公司
- 2、被上訴人（即ち被告）：永騰資訊股份有限公司及び責任者乙。

三、判決内容：

1、裁判主文：

- (1)上訴及び付帯上訴は共に棄却する。
- (2)第二審の上訴部分に関する訴訟費用は、上訴人が負担する。付帯上訴部分は、被上訴人は連帯して負担する。

2、事実摘要：

被上訴人乙は、被上訴人永騰公司の責任者である。上訴人は、次々と訴外人である李媚に、2003 年 9 月 18 日に「国信有限公司林小姐」の名義で永騰公司へ赴き、訴外人即ち永騰公司のスタッフ蕭秋物と商談し、同社よりコンピューター本体及び周辺設備 1 セット（以下 T1 コンピューターと称する）の購入を依頼したほか、引き渡しの際に、ウェブサーフィン、タイプなどができる機能を要求した。乙は、李媚が購入したものに、コンピューターの操作に使用する OS(ソフト)が含まれていないほか、Windows XP Professional、Word2000、Excel 2000、Outlook 2000、PowerPoint 2000、Access 2000 及び FrontPage2000 等 7 種類のソフトは共に、上訴人が著作権を有するコンピュータープログラム著作物であり、上訴人による同意や許諾を得ないで、無断で複製及び頒布してはならないことを明らかに知っていながら、あえて営利を意図して上訴人による同意や許諾を得ないで、係争コンピュータープログラムを本物の CD から李媚が購入した T1 コンピューターに不正コピーした。蕭秋物は 2003 年 9 月 20 日に係争コンピュータープログラムと T1 コンピューターを李媚に引き渡したことにより、上訴人の著作財産権を侵害することに至った。

3、判決内容及び理由摘要：

- (1)被上訴人乙は上訴人による同意や許諾を得ないで、無断で係争ソフトを本物の CD から第三者のコンピューターハードディスクに不正コピーしたことにより、著作権法第 88 条第 1 項の罪に問われるべきで、被上訴人永騰公司是会社法第 23 条に基づき、連帯責任を負うべきものである：

被上訴人乙○○は、上訴人による同意や許諾を得ないで無断で係争ソフトを本物の CD から李媚が購

入したハードディスクに不正コピーしたことは、前述の通りであるので、上訴人の著作財産権を有する係争コンピューターソフトを侵害したことは当然である。たとえ、被上訴人がテストに供するためのものと抗弁しても、係る侵害行為による責任を免れることができない。

乙は永騰公司の責任者であり、その会社業務を遂行した際に、著作権法第 88 条第 1 項の罪に問われたので、上訴人に対して、賠償の責任を負うべきである。また、会社法第 2 項に基づき、永騰公司は乙と連帯して、賠償の責任を負うべきである。

(2)上訴人が請求できる賠償金額は、侵害に関わる 7 件の著作物、及び無断で複製した目的などを酌量したうえで、著作物一件につき、新台幣ドル 2 万元とするのが適当である：

調べたところ、ソフトのコピーは数分間で簡単に完成できるものであるが、侵害者は、その販売していたコンピューターのハードディスクに不正コピーしたソフトが一体どの位内蔵されているかの挙証がかなり困難である。それ故、上訴人は、本件が著作権法第 88 条第 3 項の規定が適用されるべきであるとの主張は受け入れられるべきである。

上訴人は被上訴人乙により 7 件の著作権が侵害されたと主張し、著作権法第 88 条第 3 項に基づき、著作物一件につき賠償金を新台幣ドル 15 万元とし、計新台幣ドル 105 万元を請求した。」

本件の被上訴人乙〇〇は、不正に複製した「Office 2000」アプリケーションソフトには Word 2000、Excel2000、Outlook 2000、Powerpoint2000、Access 2000、Frontpage 2000 等 6 件の著作物が含まれているほか、不法に複製した「Microsoft Windows XP」OS を加えると、被上訴人が合計して上訴人が著作財産権を有する 7 件の著作物を侵害することになった。

被上訴人が、コンピューターハードディスク設備を販売する際に、上訴人のコンピュータープログラム著作物をハードディスクに記録したが、その無断でコンピュータープログラム著作物を複製した主な目的は、クライアントの購入意欲をそそる為であること、及び被上訴人が上訴人の著作権を侵害した実態などを酌量したうえで、上訴人は賠償金として著作物一件につき被上訴人に新台幣ドル 15 万元を請求したことは、あまりにも高すぎることから、著作物一件につき、賠償金は新台幣ドル 2 万元とするのが適当であると認定する。

本件上訴人が永騰公司に対する購入を李媚に依頼したとき、ウェブサーフィン、タイプなどの機能を要求したが、被上訴人に係争コンピューターソフトをインストールするよう要求しなかったことから、被上訴人は上訴人が教唆方法により乙を上訴人の著作権の侵害に至らしめたことには、過失があるとし、賠償金を引き下げるべきであるとの抗弁は、採用に足りぬものである。

(3)本件の被上訴人が上訴人の著作権を侵害した実態について、裁判所では、なお、本件の民事判決内容を新聞紙又は雑誌に掲載する費用を連帯して負担するよう被上訴人に命じる必要がないと認定した：

著作権法第 89 条には、もとより被害者は、侵害者の費用負担の下で、判決書内容の全部又は一部を新聞紙、雑誌に掲載することを請求することができる規定されている。ところが、調べた結果、被上訴人が上訴人の著作権を侵害した実態を酌量したうえで、本裁判所では、被上訴人に本件民事の事実審判決書の主文を長さ 25 センチ、幅 19 センチのサイズで経済日報第 1 面下半ページでの掲載を命じる必要がないと認めるので、上訴人によるこの部分の請求は許可されるべきではない。

著作権関連

03

外国人の著作物は著作権法第4条に該当するものは、法により著作権によって保護される

■ハイライト

外国人の著作物は著作権法第4条に該当するものは、法により著作権によって保護される。日本と台湾は著作権に関して互恵関係に非ず、ソニー社の著作権はなぜわが国著作権法の保護を受けられるか。原判決においてはその理由について言及せず、明らかに判決理由の不備があり当然法令違反にあたる。

これと同様に、マイクロソフト社の著作権は果たしてわが国著作権法第4条、第3条第1項第13号によるか、それとも他の著作権保護条約、協定により保護されるべき規定に基づき、わが国著作権法の保護を受けるか。原判決の理由はこの部分に関して裁判官が何を根拠に認定するかの心証を説明しておらず、判決理由の不備による法令違反がある。

1.

裁判番号：97年度台上字第792号

裁判期日：2008年02月27日

件名：著作権法違反

参照条文：刑事訴訟法第379条、397条、404条（2007.12.12）

著作権法第3条、第4条、第98条（2007.07.11）

2.

最高裁判所刑事判決

上告人：甲○○

乙○○

丙○○

丁○○

戊○○

3-1

上記上告人らは著作権法違反により、台湾高等裁判所中華民國96年（西暦2007年）8月30日に下された第二審判決（96年度上訴字第2907号、起訴案件番号：台湾板橋地方裁判所檢察署95年度偵字第12973号）を不服として上告を提起し、本裁判所は次のとおり判決する。

主文：原判決を取り消し、台湾高等裁判所に差し戻す。

3-2 事案概要

(1) 上告人甲○○、乙○○、丙○○、丁○○、戊○○らは共同で違法に複製された光ディスク、登録商標「Play Station」「PS 設計図」、「Koei」及び「XBox」が使用された海賊版ディスクを権利者に無断で販売する意図という犯意に基づいて、2005年12月のあるから台北県中和市○○路○段114巷29号5階（住所）で、蔡金郎（別件で指名手配中）という男が中国で名前知らずの中国籍男性から光栄公司（「公司」は会社の意）、マイクロソフト、ソニーの許諾を受けていないゲームソフト等コンピュータプログラムが含まれた海賊版ゲームソフトを購入した後、台湾に送り、甲が受け取った。甲は月給新台幣ドル（以下は同じ）4万円で乙を倉庫管理員に雇い、海賊版光ディスクの管理に当たさせた。さらに月給3万円で丙、丁、戊を雇い、戊は上記台北県の住所で海賊版光ディスクカタログの作成にあたり、丙と丁は商品の配送を任された。蔡金郎は甲に顧客名簿を提供し、甲は海賊版光ディスク一枚につき70~100元の価格で不特定者に販売し、丙と丁に顧客が指定する場所に運送させた。上告人らは不特定者に海賊版ゲームソフトを販売することで生計を立て、光栄、マイクロソフト、ソニーら三社の商標権及び著作権を侵害した。

(2) 検察官は、上告人らによる海賊版光ディスク販売行為はそれぞれ告訴人光栄会社が添付別表一に記された1933枚の光ディスクについて享有するコンピュータプログラム著作物の著作権、告訴人マイクロソフトの添付別表二に記された1960枚のXBOXシステムゲームソフトに保存されたプログラム著作物「XBOX Development Kit」の著作権及び告訴人ソニーが所有する、「Play Station」、「Play Station2」システムソフトゲーム光ディスクに保存されたコンピュータプログラム著作物「Library Programs」の著作権を侵害し、五人を起訴した。

3-3 理由概要

- (1) 警察で押収された添付別表二のマイクロソフト社が著作権を享有する海賊版光ディスクのなかで、同社が開発・発売するものでないゲームソフト、例えば「Breakdown」などといった 26 種類のゲームソフト、計 1374 枚ある。それらの著作物に関する著作権はいったい何者が所有するか、そして著作権法によって保護されるかについて、原判決は調査・審査・認定・説明をせず、事実欄にも詳しく記載していない。このため、判決理由は根拠を失い、証拠調べを尽くさず、判決理由の不備という違法がないとは言いがたい。
- (2) 判決に理由の不記載があった場合、その判決は当然法令違反になる。これは刑事訴訟法第 379 条第 14 号に明確に定めている。また、著作権法第 4 条により、「外国人の著作物であって、次のいずれに該当するものは、本法により著作権を享有することができる。但し、条約又は協定に別の約定があり、立裁判所の議決を経て通過したものは、その約定に従う。一、 中華民國の管轄区域内において初めて発行され、又は中華民國の管轄区域外において初めて発行された日から 30 日以内に中華民國の管轄区域内で発行されたものであるとき。但し当該外国人が属する本国が同じ状況の下においても中華民國国民の著作物を保護することが調査で事実であると認められた場合に限る。二、条約、協定又はその本国の法令、慣例により、中華民國国民の著作物が当該国家において著作権を享有できるとき。」。裁判所で調べたところ、日本とわが国との間に著作権に関する互惠関係に非ず、ソニーの著作物はなぜわが国著作権法の保護を受けられるかについて、原判決は理由で言及せず、明らかに判決理由の不記載による法令違反がある。
- (3) 同じように、マイクロソフトの著作権は果たしてわが国著作権法第 4 条、第 3 条第 1 項第 13 号の規定によるか？それとも他の著作権保護条約、協定に基づき保護されるべき規定によりわが国著作権法の保護を受けているか？原判決の理由はこの部分についても認定の根拠となる（裁判官の）心証を説明していないことから、判決理由の不備による法令違反がある。

著作権関連

04

政府機関内部会議で有識者の著作の一部を議題についての賛成意見として参考資料に引用し、参加者に配布したことが著作物の合理的な利用とされた事例

■ハイライト

国立大学副教授Xが行政院青年輔導委員会の委託を受けて、青年国是会議の資料を編集・整理したことで、著作者Yから著作を無断で複製し、会議で発表したとして100万円の損害賠償金および新聞への謝罪広告掲載を求められた裁判で、裁判長は、「複製された文字は議題に関する意見のなかで掲げられ、一見して専門家や学識者の意見を引用したものと判り、また政府機関内部会議の参考資料として提供されたもので、著作権法にいう合理的な利用行為に該当する」として、Yの請求を退けた。

一方、青年輔導委員会はYに10万円を支払い、和解が成立している。

台湾士林地方裁判所民事判決
裁判番号：95年度智字第25号
裁判期日：2008年03月05日
件名：損害賠償請求

主文：原告の訴え及びその仮執行の申立を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一. 事実の概要

原告の主張：原告が創作した、「著作権の保護と青年の学習権との均衡性を如何にとるか」をテーマにした文章は著作権法によって保護されている言語著作物であり、創作完了の時点から著作権を享有することを、被告が明らかに知りながら、著作者である原告の同意を得ないで、その一部（句読点を含めて2,451字）を被告が執筆することになっている「2004年青年国是会議前の参考資料、議題：著作権の保護と青年の学習権との均衡性を如何にとるか」（以下、係争著作）に複製し、かつ原告の上記著作の内容を引用したとも明記せず、2004年8月22日に開催する青年国是会議の準備資料として行政院青年輔導委員会に交付した。同月31日、青年輔導委員会はホームページに当該係争著作を掲載し、原告の氏名表示権及び著作財産権を侵害した。

被告の主張：被告は青年輔導委員会の指示を受けて、委員会が提供する関連会議資料及び学者、専門家の意見を整理しただけで、著作権法上の著作者ではない。また係争著作は被告が委員会の指示を受けて、委員会が提供する資料をまとめた草稿本（下書き）をあくまで参考資料として委員会に提出するもので、清書を経た正式な文書ではない。青年国是会議前の、内部の座談会や分科会等の準備資料として特定の者及び政府機関内部者など特定の者のみが閲覧をすることができ、ビジネスの目的で使用していたわけではない。さらに、係争著作で引用した原告の著作内容が全体に占める割合が極めて少なく、原告の利益を損害するおそれがないはずであり、原告の氏名が明記されなかったことで、その著作人格権が侵害されることはないはずである。況して被告が草稿本を完成してすぐ著作者の青年輔導委員会に交付し、係争著作について「著作者の氏名若しくは名称の表示、内容の更正、又はその他名誉回復」といった行為をする可能性がない限り、被告は著作人格権侵害の適格者であるはずはない。

二. 当事者双方が争わない事項及び争点について

(一) 争わない事項

1. 青年輔導委員会が2004年8月28日に開催した青年国是会議で配布した会議資料のうち、議題五：「著作権の保護と青年の学習権との均衡性を如何にとるか」について被告が「執筆者」となっている資料の12～15ページにあわせて2,451文字が、原告が2004年8月9日に電子メールで委員会関係者に送った著作の内容と一致すること。
2. 被告が係争文章に原告の氏名の使用、又は引用をしていない。
3. 委員会が被告に文献資料の整理を委託したのは、2004年青年国是会議開催のための事前準備であり、営利的目的によるものではない。
4. 原告が被告を相手取った著作権侵害の告訴について、台北地方検察庁は不起訴処分とし、また高等検察庁は再議（地検の不起訴処分に対する不服申立て）を退けている。審判に付する申立についても、台北地方裁判所から棄却の判決が出ている。

(二) 争点

1. 被告は原告の氏名を出所の表示として明記しなかったことで、原告の氏名表示権を侵害しているか？
2. 上記係争参考資料と原告が創作した著作物の文字と一致している部分をめぐり、被告の故意又は過失によって原告の著作物を合理的に利用しなかったことで原告の著作財産権を侵害しているか？

三. 判旨：

(一) 被告による複製及び出所不表示行為

原告は、被告が係争著作に原告の著作「著作権の保護と青年の学習権との均衡性を如何にとるか」の一部の文字を複製し、かつ原告の氏名を使用し又は引用しなかったと主張する。被告はこれについて否認しない。

(二) 原告の著作人格権請求

「著作者はその著作物につき、それを公表する権利を有する。」、「著作者は著作物の原作品若しくはその複製物において又は著作物の公表に際し、その本名、別名を表示し、又はそれを表示しないとする権利を有する。著作者はその著作物に基づいて創り出された二次的著作物についても、同一の権利を有する。」、また「著作者は、他人が歪曲、切り裂き、改ざんその他の方法でその著作物の内容、形式又は名目を改変することにより、その名誉を毀損するに至らしめることを禁止する権利を享有する。」はそれぞれ著作権法第 15 条第 1 項前段、第 16 条第 1 項、第 17 条に規定されている。これらの規定により、著作人格権は、公表権、氏名表示権及び同一性保持権（不当改変禁止権）という三つの権利を含む。要するに、著作者の公表権、氏名表示権、同一性保持権を侵害する事実が発生し、著作者の名誉に損害を与えた場合においてのみ、著作者はその専有する著作人格権が侵害されたと主張できる。氏名表示権は身分の同一性の利益を保護するための権利であり、例えば他人の氏名を使用する権利が無くそれを使用すること、または他人の氏名を不当に使用することが氏名表示権への侵害に当たる。但し、身分同一性の利益を侵害しない場合はこれに当たらない。

(三) 原告の著作財産権請求

1. 著作権法第 44 条により、「中央又は地方機関が立法又は行政の目的のために、他人の著作物を内部の参考資料として必要と認めるときは、合理的な範囲内で他人の著作物を複製することができる。但し当該著作物の種類、用途及びその複製物の数量、方法により著作財産権者の利益を害するようなことがある場合は、この限りでない。」、また同法第 65 条第 1 項、第 2 項により、「著作物の合理的な利用は、著作財産権の侵害を構成しない。著作物の利用が第 44 条から第 63 条までの規定、又はその他の合理的な利用の状況に該当するかどうかは一切の情状を参酌しなければならない。一. 利用の目的及び性質。商業的な目的若しくは非営利的な教育目的を含む。二. 著作物の性質。三. 利用された質・量及びそれが著作物の全体に占める割合。四. 利用の結果として著作物の潜在的市場と現在の価値に対する影響。」。これに準じ、行政又は立法機関が立法又は行政目的のために他人の著作物を内部の参考資料として利用する必要があり、かつその利用が第 65 条に定めた合理的な範囲内の場合、他人の著作物を複製することができる。

2. 被告は、原告の著作を複製したのは中央官庁内部が行政目的を果たすために合理的に利用したのであると主張する。被告は 2004 年青年国会会議開催前のある日、急遽青年補導委員会関係者から連絡を受け、会議に参加する学生たちが議題を巡る賛成・反対意見を事前に理解するために知的財産権関連議題の資料を流暢で読みやすい書面に整理するよう依頼された。電子ファイル形式の資料のほとんどは知的財産局又は教育部等政府機関に属し、利用許諾をとる必要はなく、青年補導委員会が提供する電子ファイル形式の資料を自由に利用することができ、被告が政府機関や団体から提供された資料及び座談会の会議録のうち賛成・反対意見の整理・編集をすればよいとのことであった。会議開催を目前に控え、時間的に余裕がないことから、被告がまとめた資料は清書を経ないままの「草稿本」（係争著作）の形で青年補導委員会に提出した。係争著作は全国青年国会会議前の内部での座談会や分科会等で、ディスカッションのために会議資料として使用されていたが、原告から異議があったため、正式に決まった原稿のうち、原告著作の内容に関連する部分が削除された。原告によると、「被告が法律に従って著作者の氏名を明記せず、故意かつ不法に原告の著作を複製した。千字につき 1210 元の報酬を得るために青年補導委員会の委託を受け、係争著作を執筆した。営利目的で原告の未発表作品（2446 文字）をほぼ原文のまま複製し、合理的な利用の構成要件を満たさない。」

裁判所で調べたところ、

- (一) 係争著作はもともと中央官庁、即ち青年補導委員会が会議開催のために利用する資料であること

は、青年補導委員会所属非常勤研究員の証言で裏付けられている。証人によると、会議に参加する学生代表が事前に資料に目を通し、討論を促し、最終報告のまとめに役立てさせようとの参考資料を使用した。学生が会議の後に提出した最終報告は委員会内部で整理してから行政院に上程し、諸関連部会に転送され、意見を仰ぐ。この資料をもとに作成した最終報告は営利活動とは全く無関係であり、あくまで政府機関内部の参考資料として使用され、外部へ横流しされる恐れもないという。裁判所で確かめたところ、係争著作は確かに中央機関が行政目的で被告に作成を依頼した著作である。賛成・反対意見を整理しておいたものを参加者に提供すれば、参加者が予め議題の核心・争点を把握することができる。うち、原告が代表する立場はその複製された著作の内容からして非常に分かりやすく、会議資料としては確かに必要性がある。

- (二) 係争複製部分が文章全体においては特定の立場を表すだけである。その見出しが「議題五：「著作権の保護と青年の学習権との均衡性を如何にとるか」。文章の中で更に二つのサブ見出しを設けて検討する。その一は「学習或いは教育目的について言えば、合理的な利用の範囲を拡大すべきかどうか」、その二は「政府としてはフリーソフト運動を促すべきかどうか」。被告が第一のサブ見出しに含まれた内容を、特別に「賛成意見——学習或いは教育目的について言えば、合理的な利用の範囲を更に拡大すべきである」と明記した項目の下で引用していることから、被告が編集にあたって文章の中でこれは国内の有識者からの賛成意見であることを明確に表明しており、係争著作の創見（独創的な見解）として表す意思のないことは明白である。係争著作はその名称及び用途においては参考資料と位置づけられ、性質上多くの著作を引用する可能性が高く、創造的な見解が存在しないものである。また、被告が複製した部分が全文においては、一見して賛成意見をもつ学者や専門家の見解を引用したものと分かり、係争著作の重要な価値の所在を表すものでなく、その量も決して重いものではない。前述のように、係争著作は内部会議の参考資料として提供され、営利目的で使用されていたわけではなく、外部へ横流しされるおそれもない。前掲規定により、被告の複製行為は著作権法第 44 条に定めた合理的な利用に該当すると認定してよい。

著作権関連

05

権利侵害に関わったことにより、亜洲芸術中心に賠償判決

裁判番号：台湾高等裁判所 96 年智上字第 43 号民事判決

裁判案由：侵害行為損害賠償（著作権法違反）

裁判期日：2008 年 03 月 26 日

関係法律条文：著作権法第 16、17、57、65、85、89 条

判決要旨

著名写真家柯錫杰は画家莊氏の長年の友で、かつて無償で莊氏の個人写真を撮り贈ったことがあった。2005 年頃、亜洲芸術中心は莊氏の画集を出版し、莊氏は柯錫杰が撮った莊氏の個人写真を提供し、画集に印刷したが、柯錫杰が撮ったことも明記せず、柯錫杰に使用許諾の権利金も支払わなかったため、台湾高等裁判所では亜洲芸術中心は柯錫杰の著作財産権を侵害しなかったが、著作人格権侵害の部分について、柯錫杰に 10 万円を賠償すべきである、との判決を下した。

上訴人：乙〇〇

被上訴人：亜洲芸術中心有限公司

その法定代理人：甲〇〇

上記当事者間の侵害行為損害賠償請求事件について、上訴人が 2007 年 11 月 12 日台湾台北地方裁判所 96 年度智字第 42 号第一審判決に対して上訴し、本裁判所での口頭弁論が 2008 年 3 月 12 日に終了したので、次の通り判決する。

主文：上訴を棄却する。

第二審訴訟費用は上訴人が負担する。

事実概要

- (一) 上訴人は写真芸術の領域に 50 年余りの歳月を投入し、数々の賞を受けた国際的な写真家であり、写真芸術界では極めて高い名望を持っている。上訴人と訴外人の莊氏とは長年の友で、かつて無償で莊氏の個人写真を撮り、並びに写真の複製物（以下係争写真と称する）を莊氏に贈った。莊氏は上訴人が撮った写真が極めて好きなので、被上訴人が 2005 年頃、莊氏の画集を出版するとき、上訴人は係争写真を被上訴人に手渡し、被上訴人は係争写真を「莊 Chuang Che」という名の画集（以下係争画集と称する）の第 2 ページ及び第 12 ページに、上訴人が著作人であることを表示せずに印刷した。
- (二) 上訴人は既に上訴人の複製権、著作人格権を侵害し、著作権法第 16 条、第 17 条、第 88 条第 1 項、第 89 条、第 85 条第 2 項及び民法第 179 条、第 184 条及び第 216 条第 2 項の規定によって、被上訴人に対して、損害を賠償すること、著作権者の名誉を回復する責任及び被上訴人が権利金を支払わないで無断で係争写真を複製したことにより得た権利金に相当する不法利益を返還することなどを請求する。
- (三) 上訴人は被上訴人が著作人格権を侵害したことを主張し、原審では上訴人の主張が信用できると認められ、被上訴人が 10 万円を賠償すべきである、と判決し、被上訴人は敗訴の部分に対して不服を声明しなかったため、本裁判所では上訴人が 20 万円の再給付の申立及び新聞紙への掲載に理由があるか否かを斟酌しただけだった。上訴人は被上訴人がその著作財産権を侵害したと主張した部分について、原審では採用されなかったため、被上訴人が上訴人の著作財産権を侵害したか否かについて本裁判所は認めるべきである。

理由摘要

- (一) 係争撮影著作は上訴人が撮影したものであり、その後、上訴人がその写真著作の複製物、即ち係争写真を莊氏に贈ったことについて、双方に争議がなく、著作権法第 10 条の「著作権者は著作物を完成したときに著作権を享有する。」、第 15 条第 2 項第 2 号の「次の各号のいずれかに該当するときは、作者がその著作物を公表することに同意したものと推定する。二、作者はその著作物でまだ公表されていない美術の著作物又は撮影の著作物の原作品又はその複製物を他人に譲渡し、譲受人がその著作物の原作品又はその複製物を公に展示したとき。」によって、上訴人は係争写真の著作権を享有し、上訴人及び訴外人莊氏は共に係争写真の著作公表権を享有する。
- (二) 莊氏は明確に被上訴人に上訴人の許諾を取得した後、始めて係争写真を使用することができることについて告知しなかったため、被上訴人に対して、係争写真を受領した後、改めて自ら上訴人

に係争写真の使用について尋ねなかったことを非難し難く、被上訴人が画集を印刷する前に、改めて上訴人の同意を取得しなかったことによって、被上訴人が上訴人の著作複製権を侵害する故意又は過失があるとは認定し難い。そのほか、著作権第 57 条第 2 項の規定では、公開展示をした者は参観者に著作物を解説するために案内書に当該著作物を複製することができる、となっている。本件係争写真は画集の中の 2 ページで、その画集が荘氏個人の作品で、荘氏の 2 枚の写真のほか、荘氏個人の創作であり、被上訴人が係争写真を複製した原因は荘氏の容貌を説明し、画集を読む人に荘氏のことを認識させるためであり、被上訴人は荘氏の同意を取得した公開展示者であり、上記規定によって被上訴人は上訴人の複製権を侵害しないことになる。

- (三) 「美術著作物若しくは撮影著作物の原作品若しくは複製物の合法的な所有者又はその同意を得た者は、当該著作物の原作品若しくは合法的な複製物を公開展示することができる。」ことは著作権法第 57 条第 1 項に明文が規定されている。同法第 65 条では、著作物の合理的な使用は、著作財産権の侵害を構成しない。著作物の利用が第 44 条から第 63 条までの規定に該当するかどうか、又はその他の合理的な使用の状況に該当するかどうかは、一切の状況を考慮し、特に判断の基準として次に掲げる事項に留意しなければならない。一、利用の目的及び性質。商業の目的若しくは非営利的で教育の目的を含む。二、著作物の性質。三、利用された質量及びそれが著作物の全体に占める割合。四、利用の結果として著作物の潜在的市場と現在の価値に対する影響、となっている。係争画集は荘氏の芸術作品風格の紹介を主要としたもので、写真作品集ではない。又、係争画集の定価は 1,000 元と表示されているが、事実上ではその価格で販売されていず、荘氏の絵画展で参観者、被上訴人のクライアント又は開発すべき対象に贈られたので、被上訴人は係争画集を営業行為として使用しなかった。被上訴人はそのほかのクライアント又は開発すべき潜在的クライアントに贈ったが、前記の画集を受けた者の中に被上訴人からもらった画集の中の荘氏の作品が好きで、被上訴人が展售する荘氏の作品を購入する可能性もあるので、上訴人は被上訴人が係争画集を印刷した目的は営業に供するためで、合理的使用の可能性がない云々との主張は採用できない。
- (四) 又、係争写真は画集作者の荘氏個人絵画展の説明であり、その内容のほとんどが絵を掲載し、一部のページだけ荘氏を紹介し、係争写真は荘氏が提供し、芸術愛好者に画家を認識させるためのものであり、荘氏の絵を普及させることとは関係なく、且つ被上訴人は荘氏の同意を得た係争著作物の公開展示者なので、被上訴人が係争写真 2 枚を係争画集に印刷したことは合理的な使用範囲を超えたとは認め難い。まして画集は主に荘氏の絵を紹介するもので、常識からでは、絵を取得した者が了解したいものと被上訴人が普及させたいものとは、共に荘氏の絵である。上訴人は被上訴人がその著作によって影響力が増加する云々との主張は、絵を取得した者が荘氏の写真によって、荘氏の絵に対して異なる評価を出すことを指しているようだが、一般的な認知とは顕かに一致していず、上訴人は被上訴人が係争写真に対して商業利益がある云々との主張は採用できない。
- (五) 「著作人格権を侵害した者は、損害賠償の責任を負わなければならない。財産上の損害ではない場合においても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。前項の侵害について、被害者は著作者の氏名若しくは名称の表示、内容の訂正又はその他名誉回復に適切な処分を請求することができる。」「被害者は侵害者の費用負担において、判決書内容の全部又は一部を新聞紙、雑誌に掲載することを請求することができる。」ことについて、著作権法第 85 条、第 89 条に明文が規定されている。原裁判所では、上訴人は国内の著名写真芸術家であり（原審ファイル第 14 ページから第 17 ページ）、被上訴人は 1982 年頃に成立し、資本額が 500 万円の画廊で、図書の出版を業務とする専業会社であり、被上訴人は荘氏本人から係争写真が手渡されたので、係争写真を使用する前に上訴人にその氏名又は名称を表示するか否かについて尋問しなかっただけで、且つ係争写真が係争画集に占める割合が 2 枚にすぎないので、その機能は閲覧者に荘氏の顔を知らせるだけで、且つ被上訴人は本件侵害事件が発生した後、何回も上訴人が元々提出した和解条件などに同意したことを斟酌した上、被上訴人は上訴人の非財産上損害に対し、10 万円賠償することが適当であると認めた。
- (六) 著作権法第 89 条の規定は著作権法第 85 条第 2 項及び民法第 213 条の補充規定であり、即ち裁判所がそれが上訴人の名誉を回復する適当の方法であるか否かを斟酌すべきである。被上訴人の係争画集が 1,000 冊印刷され、且つ荘氏の絵画展を参観しに来た来賓及び被上訴人のクライアントに贈ったのは 200 冊だけだったので、実際には係争画集は市場で流通している著作ではなく、一部の人の作品であり、且つその機能は荘氏の容貌の展示にとどまるだけである。本件の場合、上訴人が著作者であることを記載しなかっただけで、まだ被上訴人の所に置かれている画集に上訴人が著作者であることを表示すればすむことであり、若しくは既に係争画集を受け取った者に上訴人が著作者であることを知らせばよいことである。本裁判所では上訴人が被上訴人に対

して、聯合報、中国時報及び自由時報の一面に本件判決内容を掲載し、その名誉を回復する旨の請求は必要な方法でもないので、許可はし難く、棄却すべきである。

著作権関連

06

買受人がその購入したのが模倣品であることを知っているかどうか、あるいは模倣ディスク販売価格の高低と、販売者の偽造準私文書行使罪成立とは無関係

1. 裁判番号：97 年台上字第 1692 号

事案概要：著作権法違反

裁判日期：2008 年 04 月 24 日

関連法条：中华民国刑法第 2、38、216、220 条（97.01.02）

刑事訴訟法第 397、401 条（96.12.12）

著作権法第 94 条（96.07.11）

もし販売者はその販売したものが模倣、または海賊版ディスクであることを知って、且つ買受人の機器またはパソコンの処理により、模倣ディスクの偽造準私文書が必ず現れることを知っている状態で、販売し、当該偽造準私文書の文書機能が発生する状態になれば、偽造準私文書の内容の行使行為であると認定すべきで、本院二十六年滬上字第二三三號、四十九年台非字第二四號判例の要旨を参照し、偽造準私文書行使の罪が成立すべきである。また買受人は模倣品であることを知っているかどうか、あるいは模倣ディスクの販売価格の高さ、安さは、問題ではない。

2. 上告人 甲○○
 乙○○

3-1 主文

上記の上告人等が著作権法に違反した案件で、台湾高等法院の中华民国九十六年九月十一日付第二審の更審判決（九十六年度上更（一）字第三八四號、起訴番号：台湾基隆地方法院檢察署九十四年度偵字第二〇七八號）を不服として、上告を提起したので、本院は以下の通り判決する：

主文

原判決を取り消し、台湾高等法院に差し戻す。

3-2 事実概要

販売されたディスクに被害者の会社名称及びライセンス文言が内蔵され、機器またはコンピュータの処理により、モニターに被害者の会社名称及びライセンス文言が現れることについて、原判決では、上告人二人は共に贋品を真正品として販売しなかったと述べたことを信用し、海賊版ディスクを真正品として販売しなかったので、上告人等は偽造準私文書行使の罪等で論じられ難いと認定している。

3-3 理由

- (1) もしディスクには既に表意者の意思または思想が内蔵され、機器もしくはパソコンの処理で現れる音、映像または符号は、その意図の証明を表示することができる場合、刑法第二百二十条第二項の規定により、準私文書の種類と認めるべきである。
- (2) 無断で他人のディスクをコピーし、即ち模倣または海賊版ディスクで、その外観パッケージには被害者の会社名称及びライセンス文言がないが、もし当該ディスクには被害者の会社名称及びライセンス文言が内蔵され、機器またはパソコンの処理で、モニターに被害者の会社名称及びライセンス文言が現れ、公衆または他人に損害を生じせしめる場合、偽造準私文書と認めるべきである。
- (3) またこれらの模倣ディスクを販売する際に、販売者の主観上では贋品を真正品とした意思で販売し、且つ買受人の機器またはパソコンの処理により、模倣ディスクの偽造した準私文書が必ず現れることを知った上で、販売し、当該偽造の準私文書の文書機能が発生する状態になれば、偽造準私文書の内容の行使行為であると認定すべきで、もし公衆または他人に損害を生じせしめる場合、偽造準私文書行使罪が成立し、買受人が模倣品であることを知っているか否かは、問題ではない。もし販売者が主観上では贋品を真正品とする意思がない場合、偽造準私文書行使の罪が成立しない。「販売者の主観上では贋品を真正品とする意思がない」とは、販売者の主観上では前記準私文書の性質を有する模倣または海賊版ディスクが偽造もしくは変造であることを知らず、または当該偽造準私文書（模倣または海賊版ディスク）の使用法を知らずに、真正の文書として使用することを言う（本院七十二年台上字第四七〇九號判例意旨を参照）。
- (4) もし販売者はその販売したものが模倣、または海賊版ディスクであることを知って、且つ買受人の機器またはパソコンの処理により、模倣ディスクの偽造準私文書が必ず現れることを知った上で、販売し、当該偽造準私文書の文書機能が発生する状態になれば、偽造準私文書の内容

の行使行為であると認定すべきで、偽造準私文書行使の罪が成立すべきである。また買受人が模倣品であることを知っているかどうか、あるいは模倣ディスクの販売価格の高さ、安さは、問題ではない。

著作権関連

07

海賊版販売で賠償判決 更に謝罪文掲載も

■ハイライト

王という男子がインターネットで海賊版 XBOX ディスクを販売した。同人は一枚あたり 80 円で仕入れ、それを更に一枚あたり 120 元の価格でネットで販売し、10 万余元の利益を得た為、検察官による起訴を経て懲役半年との判決を受けたが、罰金への転換も可でその場合、18 万元と確定した。民事訴訟については、台北地院による審理を経て以下のように認定された。王はマイクロソフト社の商標権、著作権を既に侵害したが、同社からの 3400 万元の請求金額は高すぎるので、665 万 5 千元とするのが妥当である。なお、王はマイクロソフト社の商業的名声に損害を与えたので、別途経済日報一面に一日半面の謝罪文を掲載すべきだが、判決書全文を掲載する必要はない。なお、本判決に不服の場合、上訴することができる。

台湾台北地方裁判所民事判決

1.

判決番号：97 年度智字第 35 号

案件摘要：権利侵害行為による損害賠償

裁判期日：2008 年 04 月 30 日

2.

原告：米国・マイクロソフト株式会社(MICROSOFT CORP)

被告 王〇〇

3.

3-1 主文

被告は原告に新台幣ドル 666 万 5 千元支払うべきである。2007 年 9 月 7 日より償還日まで、年利息 5%で利息を計算する。

被告が費用を負担し、附表三の謝罪文を長さ二十五センチ、幅十九センチでのサイズで、経済日報の一面下半面に一日掲載すべきである。

3-2 事実摘要

(1) 被告王〇〇は添付一の商標図案について、原告が經濟部中央標準局（現經濟部智慧財産局）に出願登録し、商標権を取得して、現在も存続期間内にある登録商標であることを知っていた。また、〇〇ゲームソフト及び××ゲームソフト内に保存されてる「Development Kit」コンピューターソフトが、原告が著作権を有するコンピュータープログラム著作であり、なお且つ被告が製造した前述ゲームソフトディスクをテレビゲーム機又はコンピューターで実行すると、テレビ又はコンピューター画面に「XBOX」商標が出現するので、これは消費者に当該ゲームディスクがそれぞれ原告が製造したものと誤認させるに足るものである。また、2005 年 5 月から 2006 年 7 月まで、身元不詳の通称「阿文」という男子から一枚あたり 80 元の価格で〇〇、××海賊版 XBOX ゲームディスクを仕入れた後、2005 年 5 月より 2006 年 10 月まで、120 元又は 150 元の価格で上記海賊版ゲームディスクを販売し、更には 2006 年 10 月より、インターネットで不特定の人物に販売していた。

(2) その後、警察の摘発を受け、〇〇、××海賊版ゲームディスク計 820 枚が押収された。被告が商標法及び著作権法に違反した犯行について、本裁判所刑事法廷は 96 年度簡字第 4278 号を以って懲役 1 年、減じて懲役 6 ヶ月と判決し、罰金への転換可、その場合一日あたり千元として計算すると確定している。

3-3 理由摘要

(1) 商標法違反について

商標権者がその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。商標権者が損害賠償を請求する時は、押収された商標権侵害商品の小売価格の 500 倍から 1500 倍の金額でその損害を計算することができる。但し押収商品が 1,500 点を越えた場合、その総価格を以って賠償金額を定める。

- (2) 本件海賊版ゲームディスクの小売価格は 120 元から 150 元で、平均金額を 135 元として小売価格を計算する。本件被告の侵害数量及び時間を斟酌し、原告が受けた損害及び被告が得た利益を考慮すると、1,000 倍で賠償額を計算するのが妥当であり、つまり、その損害額は 13 万 5,000 元（計算式：135×1,000=135,000）となる。
- (3) 次に商標法第 63 条第 3 項の規定に依れば、商標権者の業務上の名誉が侵害を受けて減損した時は、別途相応の賠償を請求することができることになっている。被告が海賊版ゲームソフトを販売した行為は、絶対に原告の商業的名誉に損害を与えているので、被告による侵害の態様及び状況を斟酌した結果、本裁判所はこの部分について、被告が原告の名誉損失について 20 万元賠償するべきであり、原告によるこれ以上の請求は根拠がないものと認定する。
- (4) 著作権法違反について
故意又は過失により不法に他人の著作権を侵害した場合、損害賠償責任を負う。もし、被害者がその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対し侵害状況に基づき 1 万元以上 50 万元以下で賠償額を定めるよう請求することができる。もし、損害行為が故意でなお且つ深刻である場合、賠償額を 100 万元まで増加することができる、著作権法第 88 条第 1 項及び第 3 項に明文で定められている。
- (5) 本裁判所は、被告が〇〇の 29 種のゲームソフトをディスクに複製して他人に販売し、なお且つ押収された××ゲームディスク全てに「Development Kit」コンピュータープログラム著作があり、被告が不特定の人物に販売して利益を得ていた時間が 2 年の長きにわたっており、更には押収されたディスクから販売数が多量であることがわかり、被告によるゲームソフト 1 枚当たりの販売価格が 120 元から 150 元であったこと等を斟酌し、加えて原告が受けた損害及び被告の所得利益を考慮して、ゲームソフトについて一種につき 20 万元で損害額を計算するべきだと認定する。
「Development Kit」コンピュータープログラム著作は 50 万元で賠償額を計算するのが妥当なので、その損害額は 630 万元（計算式：200,000×29+500,000=6,300,000）となるはずである。原告によるこれ以上の請求は無根拠なので、棄却する。
- (6) 判決書の新聞掲載及び謝罪文について
判決書の新聞掲載について
著作権法第 89 条では、被害者は侵害者の費用負担で、判決書内容の全部又は一部の新聞、雑誌掲載を請求することができるものと定められている。被告による原告著作権侵害の状況に基づき、本裁判所では被告の費用負担による本件民事又は刑事最終判決書の新聞掲載を命じる必要はないと認定する。従って、原告からのこの部分の請求も許可しない。
- (7) 謝罪文の新聞掲載について
不法に他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を侵害したり、又は不法な他人格法益侵害の事情が深刻である場合、被害者に財産上の損害がなくても、相応の金額の賠償を請求することができる。名誉の被侵害者は、名誉回復の適当な処分を請求できると、民法第 195 条第 1 項に明文で定められている。
- (8) 本件被告は同意を経ずに X-BOX ゲームディスクを複製したが、当該海賊版ディスクの品質が悪く、原告商品の名誉に影響を与え、なお且つ原告の定価戦略を破壊して、消費者に原告の定価戦略について誤解させたので、既に原告の名誉も損害を受けた。原告が被告に謝罪文の新聞掲載を請求し、名誉回復の適当な処分を請求したことは妥当なので、許可されるべきである。

台湾台北地方裁判所刑事判決

1.

判決番号：96 年度簡字第 4278 号

案件摘要：著作権法違反

裁判期日：2007 年 12 月 27 日

2.

公 訴 人 台湾台北地方裁判所檢察署檢察官
被 告 王〇〇

3.

3-1 主 文

王〇〇は販売を意図し、無断でディスク複製の方法で他人の著作権を侵害し、懲役一年、減じて懲役 6 ヶ月に処し、罰金への転換も可で、その場合は一日あたり千円として計算する。押収された起訴状にある××、付表三海賊版ディスク、付表B、C所の海賊版ディスク、及び付表Aの物は全て没収する。

3-2 事実摘要

- (1) 被告王〇〇は添付一の商標図案について、原告が經濟部中央標準局（現經濟部智慧財産局）に出願登録し、商標権を取得して、現在も存続期間内にある登録商標であることを知っていた。また、〇〇ゲームソフト及び××ゲームソフト内に保存されてる「Development Kit」コンピューターソフトが、原告が著作権を有するコンピュータープログラム著作であり、なお且つ被告が製造した前述ゲームソフトディスクをテレビゲーム機又はコンピューターで実行すると、テレビ又はコンピューター画面に「XBOX」商標が出現するので、これは消費者に当該ゲームディスクがそれぞれ原告が製造したものと誤認させるに足るものである。また、2005年5月から2006年7月まで、身元不詳の通称「阿文」という男子から一枚あたり80円の価格で〇〇、××海賊版XBOXゲームディスクを仕入れた後、2005年5月より2006年10月まで、120元又は150円の価格で上記海賊版ゲームディスクを販売し、更には2006年10月より、インターネットで不特定の人物に販売していた。その後、警察の摘発を受けて〇〇、××海賊版ディスクが計820枚押収された。

3-3 理由摘要

- (1) 本件被告は起訴状××、付表三及び付表B、Cのディスクを複製し、電磁作用、例えばゲーム機、ディスクデッキ、コンピューター本体の操作を媒介として、それぞれ画面に起訴状の〇〇の商標図案を表示して、消費者にそれが商品の出所であると誤認させた。よって、その行為は商標法第六条の商標使用に該当する。
- (2) 本件の売主即ち被告及び買主は、ともに被告が不法に起訴状の××、付表三及び付表B、Cのディスクを複製し、機器またはコンピューターを利用して処理すれば、直ちに当該偽造準文書を使用出来ることを知っていた。買主が既に随時当該準文書を使用できる状態にある場合、販売者による更なる主張を待たずとも、当該偽造準文書が納品された後すぐに行使できると考えるのは間違いなく、当該偽造著作物内容について更なる主張をして始めて偽造準文書行使の行為を構成するというものではない。
- (3) 被告の行為は著作権法第91条第2項、第3項の販売を意図し、無断でディスク複製の方法で他人の著作権を侵害した罪、商標法第81条第1号の商標権者の同意を経ずに同一商品に於いて同一の登録商標を使用した罪、刑法第216条、第220条第二項、第210条の準私文書偽造行使罪に該当する。
- (4) 本件被告が起訴状の××、付表三及び付表B、Cの海賊版ディスクを複製した後、販売頒布した行為は、その販売頒布という低度な行為が、全て海賊版ディスクを複製した高度な行為に吸収されるはずであるので、別途著作権法第91条の1第3号の明らかに著作権侵害の複製物だと知りながら頒布した罪について論じることはしない。また、被告が同一商品に同一の登録商標を使用した後にこれを販売したことについては、その販売という低度な行為が、同一商標を使用したという高度な行為に吸収されるはずなので、これも別途商標法第82条の明らかに同一登録商標が同一の商品に使用されていることを知りながら販売した罪を論じることはしない。更に、被告が準私文書を偽造した低度な行為も、その行使という高度な行為に吸収されるので、これについても別途準私文書偽造罪を論じることはしない。
- (5) 本件被告はCDライターで持続的且つ大量に他人の著作権、商標権を侵害するディスクを作成した。これを販売して利益を得るといふ営業行為には反復実行の特徴がある。同人は営業の反復実行という犯意に基づき、密に接近した一定時期、場所で持続的に複数回、著作物複製、商標使用を実行し、同時に販売、頒布したので、これは一つの集合犯という一罪のみ成立するはずである。被告が青年で、正当な方法で財物を稼ぐことを考えず、告訴人著作権、商標権侵害の方法で利益を貪ったこと、なお且つ押収ディスク数量も大量であったことから状況は軽微ではないと言える。しかし、犯罪後は素直に過ちを認め態度は良好である。

著作権関連

08

著作権法により著作物が必要以上に保護され、その権利が濫用されると、国民の出版活動を難しくし、ひいては国民が情報へのアクセスの便利性を妨げることにもなりかねない

■ハイライト

- (1) 憲法第 11 条により、国民には言論及び出版の自由がある。ただ、著作権法により著作物が必要以上に保護され、その権利が濫用されると、国民の出版活動を難しくし、ひいては国民が情報へのアクセスの便利性を妨げることにもなりかねない。したがって、著作権法第 52 条は著作権を取得した著作物のフェアユース（合理的に利用する場合）に関する規定であり、違法性を阻却する事由に該当すれば、著作権侵害を構成しない。
- (2) 被告は自ら合法的に利用許諾を受けたウェブサイトを開設しており、単純にカワビタキ（英名：Plumbeous Water-Redstart／学名：Rhyacornis fuliginosus）の係争写真を係争ウェブページに引用し、不特定者がアクセスして観賞することができるようにした。当該ホームページの作成は鳥類を展示し、また愛鳥家が鳥類の飼養問題を討論するためのプラットフォームを提供することを目的とし、愛鳥家向けのウェブサイトである。被告による係争写真の複製と原告がウェブサイトを利用を許諾した性質、目的は同じであり、その利用した写真の数は僅か 1 枚、かつ原告から係争写真の利用許諾の下で運営されている。当該ウェブサイトは不特定者が無料でサーチしたりアクセスしたりすることができる。通常の場合、不特定者が係争写真へのアクセスのために対価を原告に支払う必要はないと予期できたはずである。このため、被告は同一の性質、目的で係争写真を利用した結果から、原告著作物の潜在的市場及び現在の価値に何ら影響を与えたとは認めがたい。前掲規定により、被告が係争写真を利用したのはその他の正当な目的に必要なものに該当し、合理的な範囲に入り、著作権侵害にあたらぬ。

1.

裁判番号：95 年度智字第 10 号

裁判期日：2007 年 05 月 23 日

件名：権利侵害行為に対する損害賠償請求

参照条文：中華民國憲法第 11 条（1947 年.01.01）

民法第 184 条（2007.05.23）

民事訴訟法第 78 条（2007.03.21）

著作権法第 23 条、第 44 条、第 46 条、第 52 条、第 65 条、第 88 条、第 96 条（2006.05.30）

2.

台湾高雄地方裁判所民事判決

原告：甲〇〇

訴訟代理人：丙〇〇

被告：乙〇〇

3

3-1

主文：原判決の訴え及び仮執行の申し立てを全て棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

3-2 事案概要

- (1) 原告は撮影著作物「カワビタキ」（以下、係争写真）の著作権者であり、係争写真の複製権及び公開伝達権を享有する。被告は原告の許諾又は同意を得ずに、2004 年 3 月 15 日以降のある日に、原告が利用許諾をした「鳳凰谷」というウェブサイトの鳥類ホームページから係争写真を複製し、訴外人「八足資訊網路股份有限公司（情報通信ネットワーク株式会社）」が開設するウェブサイト上の「鳴鳥之家 BBS」（アドレス：<http://v2.Groups.com.tw/main.phtml?session=41c66ec945307>）のホームページ（以下は係争ホームページ）にリンク・ダウンロードし、原告は著作権者であること及び「鳳凰谷」ウェブサイトから引用したことを明記せず、当該ホームページに公開伝達し、不特定者がサーチ・アクセスできるようにした。

- (2) 係争ホームページは鳥の飼い主が鳥類の飼育、疾患、泣き声、訓練及び飼料等経験を交流するために開設したもので、商業的営利行為はない。
- (3) 原告はかつて被告が係争写真を複製した行為について刑事告訴をし、台湾高雄地方裁判所検察署検察官は95年度偵字第5739号で不起訴とし処分が確定している。

3-3 理由概要

- (1) 著作権法第52条、第65条第1項、第2項はにより、報道、評論、教学、研究若しくはその他正当な目的のために、合理的な範囲内で既に公表された著作物を引用することができ、著作物の合理的な使用は、著作財産権の侵害を構成しない。著作物の利用が第44条から第63条までの規定に該当するかどうか、又はその他の合理的な利用の状況に該当するかどうかは、一切の情状を考慮し、特に判断の基準として次に掲げることに留意しなければならない。一. 利用の目的及び性質。商業的な目的若しくは非営利的な教育目的を含む。二. 著作物の性質。三. 利用された質・量及びそれが著作物の全体に占める割合。四. 利用の結果として著作物の潜在的市場と現在の価値に対する影響。
- (2) わが国憲法第11条により、人民には言論及び出版の自由があり、ただ著作権法により著作物が必要以上に保護され、その権利が濫用されると、国民の出版活動を難しくし、ひいては国民が情報へのアクセスの便利性を妨げることにもなりかねない。したがって、著作者が創作した作品は保護を与えるにしても、一定の限度を設け、社会の公共利益を調和し、一般の国民の言論、出版の自由等基本権を保障しなければならない。著作権法第52条の規定はすでに著作権を取得した著作物を合理的に利用する場合に関する規定であり、違法性が阻却される場合に該当すれば、著作権侵害を構成しない。
- (3) 裁判所で調べたところ、ウェブサイト「鳳凰谷」は係争写真に関するホームページの内容は、カワビタキの品種、生態を紹介するもので、係争写真で其の様子を展示した。目的は、報道及び教学にあり、並びに無料で不特定者がサーチ・アクセスできるようにした。係争ホームページのコンテンツは係争写真を画面に、当該ページは「鳴鳥之家 BBS」であることを説明し、鳥類の飼育、病気、泣き声、種類等問題をディスカッションする場を野鳥の愛好家に向けて提供しており、鳥類飼育により環境作りに寄与したいとしながら、愛鳥家たちが鳥類飼育の写真を他人にも観賞できるようにシェアするサイトであり、商業的営利行為はない、ということを双方当事者は争わない。以上のことから、被告は自ら合法的に利用許諾を受けたウェブサイトを開設しており、単純にカワビタキの係争写真を係争ウェブページに引用し、不特定者がアクセスして観賞することができるようにし、当該ホームページは専ら鳥類に関するもので、愛鳥家が鳥類の飼育問題をディスカッションするプラットフォームの提供を目的とする愛鳥家向けのウェブサイトには過ぎないということを、被告は強調する。
- (4) 被告が係争写真を複製したことは原告がウェブサイト「鳳凰谷」に利用を許諾した性質、目的と同じであり、その利用した映像の数は僅か1枚で、また原告が「鳳凰谷」に係争写真の利用を許諾したため、当該ウェブサイトは不特定者が無料でサーチしたりアクセスしたりすることのできるサイトで、通常の場合、不特定者は係争写真へのアクセスのために別途対価を原告に支払う必要のないことを原告が予期できたはずである。このため、被告は同一の性質、目的のために係争写真を利用した結果から、原告の著作物の潜在的市場及び現在の価値に何らの影響を与えたと認めがたい。前掲規定により、被告による係争写真の利用は著作権法第52条によりその他の正当な目的のために、合理的な範囲内で既に公表された著作物を引用したのであって、原告が係争写真についての著作権を侵害することにあたらぬ。
- (5) 原告は、一般の社会人である被告は、学校で授業をするために係争写真を複製したのではなく、かつインターネットを通じて不特定者が閲覧、プリントアウトができるように係争写真を公開したため、合理的な利用に該当しない等を主張する。法により設立した学校及び教育担当者が授業のために合理的な範囲内で他人が既に公表した著作物を複製することができる、と著作権法第46条第1項に定められている。しかしながら、著作物の利用は合理的な利用の範囲に入るかどうかについて、著作権法は同法第46条を唯一の判断基準とするのではなく、同法第44条から第63条に例示して規定するほか、同法第65条を一括的規定としている。即ち、利用の様子は同法第44条から第63条までの規定に該当しないとは雖も、もし同法第52条又は第65条の要件を満たしたのであれば、やはり著作財産権の侵害を構成しない。したがって、前述のように、被告が係争写真を利用した態様が同法第52条に該当するため、原告著作権への侵害を構成しない。原告の前掲主張は採用するに足りない。
- (6) 原告は他に、被告が係争写真を引用したときは原告が著作権者であること及び「鳳凰谷」から引用したことを明記しなかったため、当然原告の著作権を侵害すると主張する。第52条により、他人の著作物を利用するときは、その出所を明示しなければならない。前項出所の明示は、要するに

著作者の氏名若しくは名称について、名前を記さない著作物又は著作者不明の場合を除き、合理的な方式によってこれをしなければならない。著作権法第 64 条第 1 項、第 2 項はこれを規定している。ウェブサイト「鳳凰谷」には係争写真の著作権者を記載していないことを、原告は争わないことから、被告は原告が係争写真の著作権者であることを知るすべはなく、当然係争ホームページに原告氏名を記載しようがない。また、たとえ被告には前掲規定により係争写真は「鳳凰谷」から引用したものを記載する義務があるとしても、被告が出所明記の義務を果たさないことと、彼による著作物の利用は合理的な利用に属するかどうかとは必然的な関係がなく、即ち著作物出所の明示は著作物の合理的な利用の必須条件ではない。したがってたとえ本条により合理的な方法によってその出所を明示しなかったとしても、同法第 96 条により罰金を科する問題に過ぎず、著作権侵害を構成することにはならない。

- (7) ウェブサイト「鳳凰谷」は被告が係争写真に関する著作権を尋ねたときに、当該ウェブサイトにおける教材は全て合法的に取得したのであって、許諾された範囲は期限内に無償で国内外機関、団体、学校、民衆が非営利的目的で教育・宣伝普及のために利用することに供する等と返事した。ウェブサイトを訪ねた人々がメッセージを残す掲示板をプリントアウトした資料が訴訟ファイルに添付され、これについても原告は争わない。以上のことから、「鳳凰谷」はその利用許諾を受けた範囲内でウェブサイト上の映像を引用した人に対し、必ずその出所を表示することを要求しないことが分かる。したがって、被告は係争ホームページに係争写真の出所を明記しなかったため、原告著作権を侵害したという原告の主張も採用できない。
- (8) 以上のことをまとめると、被告が係争ホームページに係争写真を引用したことは原告著作物の合理的な利用に属し、違法性を阻却することができる。原告が民法第 184 条第 1 項前段及び著作権法第 88 条第 1 項前段規定を根拠に、被告に対し 15 万元及び 2006 年 6 月 16 日から弁済されるまで年率 5%で計算した利息の給付、並びに 16 フォントの文字サイズで本件民事判決の主文、事実を聯合報（新聞紙）全国版（A、B 版を含む）の第 1 紙面下半分のページに 1 日掲載することを要求するのは理由がなく、棄却すべきである。その仮執行の申立も根拠を失うため、併せて棄却する。

著作権関連

09

台湾台中地方裁判所では「被告が海賊版ディスクを販売したことについて、消費者が簡単に判別できることから、原告が模倣品の質が粗末で、その商業上の信用を毀損したとして、賠償金として著作物一件につき NT\$ 500 万円を請求した金額は、あまりにも高すぎる」とした民事判決例

1、基本資料

裁判番号：台湾台中地方裁判所 96 年智字第 3 号民事判決

事件理由摘要：損害賠償（著作権等）

裁判日期：2007 年 12 月 07 日

関連法律：涉外民事法律適用法 第 9 条（42.06.06）

商標法 第 6、61、63、64、82 条（92.05.28）

著作権法 第 64、88、89、99 条（96.07.11）

民事訴訟法 第 79、85、390、392 条（96.03.21）

裁判要旨：

- (1) 本件被告等は共同で連続して、別途他人から購入した海賊版ディスクの販売、頒布を業として、原告が著作財産権を有する前記のコンピューターソフトを侵害したことを酌量したところ、ソフトを光ディスクに製作するのは、数分間だけで簡単に出来上がることで、事実上、製作した光ディスクの数量及び対外的に販売し、市場で出回っている物を以ってさらに製作した光ディスクの数量は算定し難い。
- (2) 原告は摘発されたその他のゲームソフトのうちに、開発キットプログラムコードが含まれる著作権だけを有していることから、被告が無断で販売、頒布した規模は大して歴大でもなく、侵害の実態が深刻であるとは言い難いことから、前記の規定に基づき著作物 1 件につき NT\$500 万円で損害の賠償金額を計上するよう原告が被告に請求した金額が高すぎる。また、被告の販売価格と許諾を得ている合法ディスクの価格との格差が大きいことから、この市場における消費者は簡単に被告等が販売したものが海賊版であり、原告による許諾を得ている正規品ではないことを簡単に判別できる。従って、原告は、被告が販売した海賊版ディスクの品質が低劣なことから、商業上の信用毀損を受けたとの主張は、事実無根である。

2、当事者

原告：米国〇〇公司

法定代理人 Benjamin

被告：己〇〇

丙〇〇

乙〇〇

前記三人の訴訟代理人 戊〇〇

被告：丁〇〇

3、判決内容

3-1、判決主文

被告は連帯して、原告に新台幣ドル玖仟伍佰肆拾万元、及び 2006 年 11 月 29 日より起算して返済日まで年利率の百分の 5 で計上した利息を支払うべきである。

被告は連帯して費用を負担し、本件刑事の最終事実審の判決書主文及び事実欄、並びに本件民事の最終事実審の判決書主文欄を長さ 25 センチ、幅 19 センチのサイズで経済日報第一面下半ページに一日掲載すべきである。

原告によるその他の訴えは、棄却する。

訴訟費用は被告が連帯して二分の一を負担し、残りの部分は、原告が負担する。

本判決の第一項について、原告は新台幣ドル參仟壹佰捌拾万元の担保金を供託した後、仮執行を行うことができる。但し、被告は予め新台幣ドル玖仟伍佰肆拾万元の担保金を供託した場合、仮執行を免除することができる。

原告によるその他の仮執行の請求は棄却する。

3-2、事実摘要

- (1) 被告己〇〇は台中県太平市〇〇路〇段 51 号に所在する「新平玩具商行」の責任者である。被告丙〇〇及び乙〇〇は 2005 年 7、8 月より、己〇〇に雇用され、同店の店長を勤めていた。被告戊〇〇及び丁〇〇はそれぞれ、2005 年 10 月、同年 1 月より己〇〇に同店の店員として雇用され、ゲームディスクの販売を担当していた。被告等は原告による「開発キット」（XBOX Development Kit）コンピュータープログラム著作物及びその発行したゲームソフト著作物が著作権を有して、

しかも「XBOX」等商標図形、文字について原告が法により登録出願し、商標権を取得していること、コンピューター、コンピュータープログラムが内蔵されている光ディスク、テレビ及びコンピューターに接続するゲーム機等、及び同種類に属するその他のすべての商品に使用を指定していることを明らかに知りながら、被告等は共同して犯意の連絡に基づき、分業方法で、原告会社による同意や許諾を得ないで連続して、大量にゲームディスクの海賊版を購入し、被告丙〇〇、乙〇〇に光ディスクのコピーを担当させ、新平玩具商行が台中県太平市〇〇路 80 号 3 階に設置した倉庫に置き、被告は、別にゲームソフトの海賊版カタログを作成し、新平玩具商行に置き、前記の海賊版ディスクを一枚につき NT\$ 200 円で、被告戊〇〇、丁〇〇がこれらを不特定の者に売りさばいていたことにより、連続して原告の著作財産権及び商標権を侵害するに至った。

- (2) 前記の事実については、2006 年 2 月 21 日に法務部調査局中部地区機動工作組（チーム）が法により新平玩具商行及び前記の海賊版の置き場を対象に立ち入り捜査を行った結果、原告が著作権を有する XBOX ゲームソフトの海賊版ディスクが合計 804 枚も押収され、その中に 352 種類の XBOX ゲームソフトが含まれていて、被告による前記の侵害事実については、台湾台中地方裁判所檢察署檢察官により公訴が提起されたほか、本院 95 年度訴字第 2819 号、台湾高等裁判所台中分院 96 年度上訴字第 581 号刑事判決でも共に、被告等は共同で連続して販売する目的で、無断で光ディスクを複製する方法で他人の著作財産権を侵害したと認定された。

3-2、判決理由摘要

- (1) 「故意又は過失により他人の著作財産権又は出版権を不法に侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは連帯して賠償責任を負う。2、前項の損害賠償につき、被害者は次の規定により択一して請求することができる。一、民法第 216 条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できないときは、その権利の行使により通常の場合からして予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額を以てその受けた損害の額とすることができる。二、侵害者に対し侵害行為により得た利益を請求する。但し、侵害者がその原価又は所要費用を証明できないときは、その侵害行為により取得した全部の収入をその得た利益とする。3、前項の規定により、被害者が容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対して侵害の情状を斟酌して新台幣ドル 1 万元以上 100 万元以下の賠償額を算定するよう請求することができる。損害行為が故意に為され、且つ情状が重大な場合は、賠償額を新台幣ドル 500 万元にまで増やすことができる。」と著作権法第 88 条に明文が規定されている。また、数人が共同して不法に他人の権利を侵害したときは、連帯して損害賠償の責任を負うことも、民法第 185 条第 1 項前段に規定されている。
- (2) 調べた結果、被告は付表に示す通り、原告が著作権を有する計 30 種類のコンピュータープログラム著作物を侵害した事実は、前記で示した通りである。原告は著作権法第 88 条の規定に基づき、その受けた損害の賠償を被告に請求できることは当然である。また、本件被告等は共同で連続して他人から購入した海賊版ディスクの販売、頒布を業としたことにより、原告が著作財産権を有する前記の 30 種類のコンピューターソフトを侵害したことを酌量したところ、ソフトを光ディスクに製作するのは、数分間だけで簡単に出来上がることで、事実上、製作した光ディスクの数量及び対外的に販売し、市場で出回っている物を以てさらに製作したディスクの数量は算定し難い。ところが、押収された海賊版ディスクの数量は、804 枚であるが、原告が自ら開発した XBOX ゲームソフト著作物のうちに著作権を有するのは 29 種類だけで、押収されたその他の 323 種類の XBOX ゲームソフトのうち、原告は開発キットプログラムコードが含まれる著作権だけを有していることから、被告は無断で、販売、頒布の規模は大して龐大でもなく、侵害の実態が深刻ではないとの判断に足りることから、原告は前記の規定に基づき、著作物 1 件につき、NT\$500 万元で算定した損害賠償金額の請求はあまりにも高すぎるもので、根拠があるとはいえない。本院では、著作物 1 件につき NT\$50 万元で損害賠償の金額を算定するのが適切であると認定する。即ち、本件の被告は、付表に示す原告の 30 種類の著作権を侵害したことにより、原告会社が被告に連帯して請求できる損害の金額が NT\$1,500 万元（即ち 500,000 元×30=15,000,000 元）であるとされる。
- (3) 次に、「商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。また、商標権者は、次に掲げるいずれかの方法によりその損害を計算することができる。1、民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明する証拠方法を提供できないときは、商標権者はその登録商標を使用することにより、通常得られる利益から、侵害された後に同一の商標を使用して得た利益を差引いた差額をもって損害を受けた額とすることができる。2、商標権侵害行為により得た利益による。商標権侵害者がその原価又は必要経費を挙証できないときは、当該商品を販売した収入の全部をその所得利益とする。3、押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の 500 倍から 1500 倍迄の金額を損害額とする。但し、押収した商品が 1500 個を超えるときは、その総額で賠償金額を定める。前項の

賠償金額が明らかに相当しないときは、裁判所がそれを参酌し減額することができる。」と、商標法第 61 条第 1 項、第 63 条第 1、2 項にそれぞれ明文が規定されている。

- (4)調べた結果、本件で原告が有する「XBOX」商標図形の侵害に関わる海賊版ディスクを合計して 804 枚押収されているが、その数量から見ると、侵害の実態が深刻でもないことから、本院では、原告は押収された海賊版ディスクの販売単価 NT\$200 元の 1500 倍で計算した損害金額を請求したことは余りにも高すぎるので、500 倍で原告が損害を受けた金額を計算するのが適切であると認定する。それ故、前記の標準で計算すると、原告の請求金額は新台幣ドル 8040 万元となる (804 枚×200 元×500(倍)=80,400,000 元)。
- (5)また、商標法第 63 条第 3 項に基づくと、商標権者の業務上の信用・名誉が侵害により損害されたときは別途相当する賠償額を請求することができる。ところが、本件の被告等は NT\$200 元の価格で原告が有する「XBOX」商標図形の侵害に関わる海賊版ディスクを販売していたことについて、被告が販売していた価格が、権利を有する原告の許諾を得た合法な光ディスクの販売価格とは大きな格差があることを酌量したところ、この市場においては消費者が簡単に判別できることから、被告等が販売したのが海賊版であり、原告による許諾を得ている正規品ではないことを知っている筈なので、被告が販売していた海賊版ディスクの品質が粗末で、その商業上の信用毀損につながるもの原告の主張は、根拠がない。このため、原告は商業上の信用毀損を受けたことを理由に、前記の規定に基づき、改めて被告に賠償金として NT\$100 万元を請求したことも、理由があるとは認定され難いものである。
- 前記の理由を踏まえて、原告が被告に連帯して賠償を請求した金額は NT\$9,540 万元 (即ち 15,000,000 元+80,400,000 元=95,400,000 元) となる。
- (6)また、「被害者は侵害者の費用負担において、判決書内容の全部又は一部を新聞紙、雑誌に掲載することを請求することができる。」、「商標権者は、商標権侵害者に商標権侵害案件の判決書全文又は一部を新聞に掲載する費用の負担を請求することができる」と著作権法第 89 条及び商標法第 64 条にそれぞれ規定されている。本件被告は、原告が有している付表に示す通りのコンピュータプログラム著作物及び「XBOX」商標図形を侵害したことについて、前記の通り認定されていることから、原告は前記の規定に基づき、被告が費用を負担し、本件刑事の最終事実審の判決書主文及び事実欄、並びに本件民事の最終事実審の判決書主文欄を、長さ 25 センチ、幅 19 センチのサイズで経済日報第 1 面下半ページに一日掲載するとの請求には、理由があり、認許されるべきである。
- (7)その他、名誉権が侵害された者は、名誉回復に適切な処分を請求できると民法第 195 条第 1 項後段に規定されている。ところが、名誉が毀損されたか否かは、社会の評価が毀損されたか否かを判断の根拠とすべきである。本件の被告は不法に販売、頒布した海賊版ディスクに XBOX ゲームソフト光ディスクが含まれていたことにより、原告の著作権及び商標権を侵害することに至ったが、原告は、国際的な著名会社であり、コンピュータソフト分野において名が轟いていることから、その開発した XBOX ゲーム機及びゲームソフトは市場において一定の評価を受けているものである。逆に被告等が販売していたものが安値で、品質が低劣な海賊版であり、原告の正規品とは異なり、消費者に混同誤認を引き起こさせることもないので、原告の社会における評価が毀損を受けることはないことから、被告の侵害行為により損害を受けたのは、財産上の損害にとどまるものであり、原告の名誉も毀損されたとは認定され難い。それ故、原告は民法第 195 条第 1 項後段に基づき、添付一に付された謝罪広告を長さ 25 センチ、幅 19 センチのサイズで経済日報第 1 面下半ページに 1 日掲載するよう被告に請求したことは、理由があるとは認定され難い。
- (8)前記の理由を踏まえて、原告は、共同侵害行為の法律関係に基づき、連帯して NT\$9,540 万元及び付帯民事訴状写し送達日の翌日 (即ち 2006 年 11 月 29 日) より起算して返済日まで、年利率 5% で算定した利息の支給、及び被告が連帯して費用を負担し、本件刑事の最終事実審判決書の主文及び事実欄、本件民事最終事実審判決書の主文欄を長さ 25 センチ、幅 19 センチのサイズで、経済日報第 1 面下半ページに 1 日の掲載を請求したことは、根拠があり、認可されるべきである。前記範囲を超えた請求は、理由がなく、棄却されるべきである。
- (9)本判決は、原告が主文に示す第 1 項勝訴の部分について、原告及び被告はともに、担保金を供託すると釈明していることから、それぞれ仮執行の宣告、及び仮執行の免除を申し立てたことを審理した結果、不当がなく、それぞれ相当な担保金を定めて許可すべきである。また、原告が敗訴した部分についてはその仮執行の申し立てについては、訴えが棄却されたことにより、請求の根拠がなくなったことから、併せて棄却する。その他、原告は、被告が連帯して費用を負担し、本件の刑事最終審の判決書主文及び事実欄、並びに本件の民事最終事実審判決書の主文欄を長さ 25 センチ、幅 19 センチのサイズで、経済日報第 1 面下半ページに 1 日掲載するとの請求が勝訴した部分については、本件の刑事及び民事訴訟のいずれも確定していないことから、本件の刑事最終事実審判決書の主文及び事実欄、並びに本件の民事最終事実審判決書の主文欄を新聞に掲載することができなく、仮執行の必要がないので、併せて棄却されるべきである。

著作権関連

10

デジパークが権利侵害を申告 華義国際が敗訴 「石器時代ゲームは販売差止め」

裁判番号：最高裁判所 97 年台上字第 1215 号民事裁定

裁判案由：侵害排除等

裁判期日：2008 年 06 月 12 日

関係法律条文：著作権法第 84 条

ハイライト

- (一) 華義国際は 2001 年頃、日本デジパークと契約し、「石器時代」ゲームの代理権を取得し、当該ゲームはかわいらしいオンラインゲームであり、2001、2002 年頃台湾、中国でもブームとなり、そのため、華義国際が大儲けをしたが、デジパークは華義国際が同意を得ずに、無断で当該ゲームを第三者の開発を許諾したので、双方では 2002 年 9 月頃契約を中止し、デジパークは 2003 年 4 月に華義国際が権利侵害をしたと認め、裁判所に訴訟を提起した。
- (二) ところが、契約は中国語、日本語の二つがあり、双方はお互いの権利に対する認知がかなり異なっていたので、訴訟提起に至ったわけである。双方の侵害訴訟は 5 年も続いたが、台湾最高裁判所は 6 月末に、華義国際の上訴を棄却し、第二審判決を維持し、華義国際の敗訴が確定した。今後、華義国際は石器時代の更新版及び関係商品の複製、製作、編集、公開伝送、翻訳若しくは販売を継続することができなくなりました。

上訴人：華義国際数位娛樂股份有限公司

被上訴人：日本迪吉帕克股份有限公司（株式会社デジパーク）

上記当事者間の侵害排除請求事件について、上訴人が 2008 年 1 月 23 日台湾高等裁判所第二審判決（96 年度智上字第 25 号）に対して上訴したので、次の通り判決する。

主文：上訴を棄却する。

第三審訴訟費用は上訴人が負担する。

事実概要

- (一) 被上訴人は Windows95/98/2000 「STONEAGE」石器時代オンラインゲームソフト（以下「係争ソフト」と称する）著作財産権の権利者である。
- (二) 双方は 2001 年 3 月 19 日に日本語版の契約を締結し、被上訴人は上訴人に契約締結日より 10 年以内は係争ソフトに対して、契約内容にて約定された行為をすることができる、と許諾した。
- (三) ところが、日本語版の契約を締結した後、上訴人が無断でオンラインに供する元の商品を高遠科技有限公司のポータブルゲームソフトの開発に許諾し、上訴人契約の許諾範囲を越えたほか、顕かに双方の信頼関係を破壊し、係争日本語版契約解除の事由を構成した。
- (四) 被上訴人は契約の規定通り、催告しないで 2002 年 9 月 4 日に書簡を発送し、上訴人に係争日本語版契約の解除を通知した。

理由摘要

- (一) 被上訴人は著作権法第 84 条の規定によって、上訴人に対して、係争ソフト及びその更新若しくは修正したものの複製、改作、編集、公開伝送、翻訳及び販売をしたり、他人に上記行為を許諾したりしてはならない、と請求し、上訴人の侵害を排除又は防止することには、根拠があり、許可すべきである旨のことが不当であると上訴人が指摘したが、当該判決が違背した法令及びその具体的内容を表明しなかった。
- (二) 訴訟資料が法令違背の具体的事実と一致し、裁判一致性の確保、又はそのほか関わった法律見解が原則上の重要性を有する理由を具体的に叙述しなかったため、上訴理由を合法的に表明したとは認定し難い。最初に説明した通り、その上訴が不合法であると認めるべきである。

裁判番号：高等裁判所 96 年智上字第 25 号民事判決

裁判案由：侵害排除等

裁判期日：2008 年 01 月 23 日

関係法律条文：著作権法第 84 条、第 22 条、第 26-1 条、第 28 条、台湾民法第 6 条第 1 項、同条第 2 項、第 9 条第 1 項、日本民法第 555 条、第 540 条、第 97 条、第 545 条

上訴人：華義國際數位娛樂金屬股份有限公司

被上訴人：日本迪吉帕克股份有限公司（株式会社デジパーク）

上記当事者間の侵害排除請求事件について、上訴人が2007年4月30日台湾士林地方裁判所95年度智字第17号第一審判決に対して上訴し、本裁判所での口頭弁論が2008年1月9日に終結したので、次の通り判決する。

主文：上訴を棄却する。

第二審訴訟費用は上訴人が負担する。

事実概要

- (一) 被上訴人は Windows95/98/2000 「STONEAGE」 石器時代オンラインゲームソフト（以下「係争ソフト」と称する）著作財産権の権利者である。双方は2001年3月19日に日本語版の契約を締結し、被上訴人は上訴人に契約締結日より10年以内は係争ソフトに対して、以下の行為をすることができる、と許諾した。1. 係争石器時代オンラインゲーム商品（元の商品）を台湾、香港及び中国で販売するため、元の商品に必要な修正及び翻訳を行う。2. 台湾版商品は台湾語及び香港語を使用し、中国版商品を中国語を使用し、日本語、英語及びそのほかの言葉（以下「契約第3条第5項」と称する）を使用してはならない。3. 台湾版商品及び中国版商品を製造する。4. 台湾版商品を販売することができるが、台湾国内及び香港に限る、そのほかの区域で台湾版商品を販売してはならず、中国大陸（香港が含まない）で大陸版商品を販売することができるが、そのほかの区域で大陸版商品（以下「契約第4条」と称する）を販売してはならない。5. 上訴人は本条規定の範囲内において、元の商品の図案などの図案商品及び書籍出版の権利を有し、並びに当該権利に基づく商品（以下「契約第3条第4項」と称する）の製造、販売することができる。
- (二) 日本語版契約が締結された後、上訴人が無断でオンラインの使用に供する元の商品を高遠科技有限公司のポータブルゲームソフトの開発に許諾し、上訴人契約の許諾範囲を越え、係争日本語契約前言の約定により、被上訴人が「石器時代」オンラインゲームの台湾、香港及び中国大陸地区での販売を上訴人に許諾し、係争ソフトを上訴人に独占販売したのではないので、上訴人が係争ソフトの完全の著作権若しくは所有権を取得する権利もなく、自ら処分し又は係争ソフトの使用を他人に許諾する権利もない。又、係争日本語契約では、被上訴人が上訴人に「石器時代」ゲームソフトを許諾したのは、オンラインに限られ、ポータブルゲームが含まれないこととなっている。上訴人は自らポータブルゲームの「石器時代」ゲームソフトを製造してはならないだけでなく、ポータブルゲームの「石器時代」ゲームソフトの使用販売を第三者にサブライセンスすることもできない。上訴人は敢えて自ら高遠会社に「石器時代」ポータブルゲームの開発、制作を許諾したので、既に係争日本語契約にての許諾使用範囲を越えた。
- (三) 上訴人がシンガポール地区消費者の会員登録を通知したことは、即ち「石器時代」英語版ソフトを販売することであり、係争日本語契約第3条第2項の約定によると、上訴人はダウンロードなど、許諾地区以外から直接購買の方式によって台湾版商品及び大陸版商品を販売してはならない、となっている。係争日本語契約第3条第5項の規定により、日本語、英語などそのほかの言葉を使用してはならない。そのため、上訴人はシンガポール地区において、「石器時代」台湾版及び大陸版商品が販売できないだけでなく、英語版商品も自ら販売できないこととなっている。シンガポール地区にての「石器時代」英語版許諾の経過について、双方は2002年4月よりシンガポール地区における石器時代ゲームの経営につき協議し始め、第一回目の協議のとき、被上訴人が台湾に来て、上訴人と協議会議し、共同出資でシンガポールで会社を設立するか否かについて検討し、その後、電子メールで協議を行っていた。2002年5月頃、上訴人は電子メールで上訴人の株主大会が共同出資によるシンガポールでの会社の設立を否決したことを被上訴人に通知し、許諾方式による協議に同意することを要求し、それ以来、双方は許諾方式で協議を行ってきた。2002年8月末、上訴人は双方と韓国 ENIUM 会社と締結した三方の契約を守らず、3.0 版石器時代ゲームソフトを韓国 ENIUM 会社に提供し、双方の関係が悪化したので、被上訴人は上訴人にシンガポール地区英語版ゲームの許諾について連絡しなくなった。
- (四) 被上訴人は2002年8月頃、中国語版契約内容と日本語版のと顕かに異なっていて、上訴人に上記の通りの双方間の信頼関係を破壊する違約行為があったので、被上訴人は同年9月4日に日本語版契約第8条第2項第1号の規定により、上訴人に書簡を発送し、日本語版契約の解除（終了）を通知し、並びに同年10月1日に民法第92条及び日本民法第96条の規定によって、上訴人の詐欺により締結した中国語版契約を取り消した。それにも関わらず、上訴人が他人に許諾し続け、係争ソフトを利用して「ポータブルゲームを製造して販売し、並びに華義及び北京華義公

式サイトで係争ソフトオンラインゲームを台湾及び中国大陸地区の消費者の使用に提供したり、知名な芸能人を広告に起用したりして、被上訴人の著作権及び営業秘密を侵害したので、被上訴人は著作権法第 84 条、営業秘密法第 11 条第 1 項の規定によって上訴人が原審判決主文第一項に示す通りの権利侵害行為を継続してはならない、と請求した。

理由摘要

- (一) 原審では客観上双方が締結したとき、中国語版契約に拘束される意思があったとは認め難く、即ち双方は中国語版契約の意思表示について合致していず、日本民法第 555 条の規定により、その中国語版契約が未成立、未発効なので、上訴人がそれに基づいて被上訴人に対して、係争ソフトの独占購入を主張することができないので、中国語版契約第 8 条第 2 項第 1 号の規定について、すでに斟酌する必要がないことから、日本語版契約第 8 条の約定を斟酌すべきである。
- (二) 日本語版契約第 8 条の日本語の「不正」は中国語の「不正」、「まじめではない」、「悪い行為」などに相当し、日本語の「不実」は中国語の「誠実ではない」、「虚偽」、に相当し、日本語の「申立」は中国語の「陳述」、「声明」、「主張」の意味である。上記の意義及び契約全文を観察すると、日本語版契約第 8 条第 2 項第 1 号の規定は、「本契約関連の『不正』、『虚偽陳述』など顕かに当事者間の信頼関係を阻害する行為がある場合」と解釈して、始めて契約の原意に合致し、即ち「不正」行為と「虚偽陳述」とは異なる行為形態であり、「不正陳述」及び「虚偽陳述」と解釈すべきではなく、日本語版契約の全文から観察しても、如何なる「不正陳述」に関する約定でもなく、それに基づいた当該約定に該当する解約規定を主張することができないわけである。
- (三) 被上訴人は上訴人が係争解約約定に違反したので、催告しないで日本語版契約を解除することができる旨を主張したが、それは有効契約の履行問題に属するので、日本語版契約第 15 条の約定により日本法を準拠法にすべきである。
- (四) 双方は日本語版契約前言の約定では、係争ソフトはオンラインゲーム商品であり、上訴人に台湾、香港で台湾版商品に対して、中国大陸で大陸版商品に対して製造、販売の権利を有することを許諾する、となっている。又、第 7 条前段の規定では、本契約は締結日より 10 年以内は有効である、となっている。日本語版契約は著作権の許諾契約であり、並びに第 3 条、第 4 条及び第 7 条にて許諾の内容、区域及び期間が約定されている。そのため、被上訴人がその許諾範囲はオンライン中国版の販売使用に限られ、ポータブルゲームソフトが含まれていず、上訴人がポータブルゲームに係争ソフト又は図案を自ら開発、製造、販売若しくは使用する権利はない旨の主張は信用できる。
- (五) ポータブルゲームソフト及びオンラインゲームソフトは異なる性質のゲーム商品であり、通用できないことは双方が共に争議しなかった。証人高遠公司美術業務林太一氏が原審のときに出頭し、「高遠公司是上訴人と石器時代ポータブルゲームソフトの開発に関する契約の締結に私を派遣し、コンピュータのゲームソフトはポータブルゲームに使用できず、両者の技術が異っている」云々の証言（原審ファイル（三）第 40 ページを参照）は真実であり、上訴人の「石器時代」ポータブルゲームソフトは高遠会社が自ら開発したものである旨の弁解は信用できるので、上訴人が係争オンラインソフトを高遠会社にポータブルゲームソフトの使用を許諾した旨の被上訴人の主張は採用できないものである。
- (六) 日本語版契約第 3 条第 4 項の文義及び体系の解釈によって、第 3 条約定の範囲以内に、上訴人は始めて元の商品（係争オンラインゲームソフト）図案などの図案商品及び書籍出版の権利を有し、並びに当該権利を基礎とした商品を製作したり、販売したりすることができるもので、上訴人に係争ソフトの図案をポータブルゲームソフトの開発使用し、別のゲーム商品にすることを許諾したのではなく、さもなければ第 3 条で約定した許諾範囲を越えることになる。
- (七) 上訴人が高遠会社に係争ソフトの図案を使用して開発、製作したポータブルゲームソフトは、単に係争ソフトの中の人物図案を使用して開発した図案商品ではなく、すでに著作権の保護が受けられる別のポータブルゲームソフトであり、且つ上訴人の上記許諾行為は被上訴人を任天堂会社の許可を得ずに、他人にポータブルゲームソフトの開発を許諾する権利侵害の状況に陥れる可能性があり、被上訴人の許諾範囲を越えるほか、顕かに双方間の信頼関係を阻害し、日本語版契約にての係争解約約定の契約解除事由を構成する。高遠公司是自らソフトを開発し、上訴人が参与していず、且つキャラクター図案の使用とポータブルゲームの開発と異っているので、それぞれ合法的権限を獲得すべきである云々の上訴人の弁解は採用できない。
- (八) 被上訴人は日本語版契約第 3 条第 2 項、第 4 条の約定では、上訴人はダウンロードなど、許諾地区以外から直接購買の方式によって台湾版商品を販売してはならない、又、日本語版契約第 3 条第 5 項の約定では、上訴人は英語版商品を発行してはならないことについて、上訴人が争議しな

かったので、真実であると認めるべきである。しかし、上訴人は係争ウェブページでシンガポールの消費者に上訴人に対して係争ソフト英語版商品の会員登録を行うよう告知したことについて、上訴人は否認しなかったが、以下の通り弁解した：係争英語ウェブページは上訴人が自ら創作した中国語の簡単な紹介を翻訳したものであり、被上訴人が創作したものではなく、上訴人は販売を目的としシンガポール地区〇〇〇〇路ゲーム、販売の意図もなく、たとえ販売の意図があったとしても、その意図は日本語版契約によって禁止される対象ではなく、且つ双方は2002年4月9日より「係争ソフトのシンガポール地区における許諾」について協議し始め、2002年7月30日続々とシンガポール許諾条件について協議し、双方は許諾条件について初歩的な共通認識を獲得し（上証4の3から上証4の36）、それに「シンガポール石器許諾契約書」の中国語/日本語版について意見を交換したことは、上訴人が提出した上証4の14及び上証4の20を参照し、上訴人はすでに「当社は貴社にシンガポールにおいてSTONGAGEの経営を許諾する」と表明し、顕かに双方は「シンガポール石器許諾契約書」について、契約成立の段階に達したが、被上訴人公司是2002年7月30日に突然に当該会社がIPO（初公開発行）を企画し、新しい株主がすでに締結した及び締結しようとしている全ての契約の再審査を要求したので、シンガポールの許諾協議をししばらく停止することにすると表示したことについては、上証4の37、4の38のファックスが証明できる。被上訴人は上記の協議経過について否認しなかったため、上訴人は係争ウェブページで行った行為について、日本語版契約第3条第5項に定められた言葉使用の制限及び第4条に定められた許諾区域の制限に違反し、又、顕かに双方間の信頼関係を阻害し、日本語版契約の係争解約約定の契約解除事由と合致するとは、認め難いので、上訴人のこの部分の抗弁は採用できる。

- (九) 上訴人が対外的に係争ソフトを買い切ったと公表した部分について：

被上訴人は2002年8月頃より上訴人が会社紹介のウェブページで、係争ソフトの権利を買い切った、と称しているのを発見したので、即刻に弁護士書簡を上訴人に発送し、係争解約約定によって契約を解除したことについて、上訴人が争議しなかったため、信用できる。しかし被上訴人は中国語版契約に署名した原因は、上訴人が株主への報告及び内部の会計処理のためであることはすでに前述の通りで、顕かに被上訴人は上訴人が株主に称した中国語版契約に同意したので、上訴人が会社紹介のウェブページに係争ソフトの権利を買い切ったことを掲載し、株主に告知したことは、被上訴人が中国語版契約を締結した当時、同意の範囲以内のものであり、「顕かに当事者間の信頼関係を阻害する」状況に属しないため、それに基づいた解約理由にすることができない。

- (十) 上訴人は三方契約に違反し、被上訴人に損害を与えたか否か。

被上訴人は上訴人が三方契約の約定に違反し、被上訴人に損害をもたらした、と主張したが、それはたとえ事実であったとしても、日本語版契約以外に独立した別の債権関係であり、上訴人が日本語版契約に違反したので、解約に至るか否かとは直接関連がなく、「顕かに当事者間の信頼関係を阻害する」状況にも属しないため、被上訴人はそれに基づいた解約理由にすることができない。

- (十一) 上訴人は被上訴人を欺まんし、中国語版契約を締結させたか否か。

双方は中国語版契約を締結した時、意思表示が合致していなかったため、中国語版契約が未成立、未発効で、被上訴人を欺まんし、中国語版契約を締結させた問題がないので、被上訴人のそれも「顕かに当事者間の信頼関係を阻害する」状況である旨の主張は採用できない。

- (十二) 日本民法第540条第1項の規定では、契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする、となっている。同法第97条第1項では、隔地者に対する意思表示（即ち対話でない意思表示）は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる、となっている。同法第541条では、当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行されないときは、相手方は、契約の解除をすることができる、となっている。当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行されないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。催告は強制規定ではないので、当事者が特約免除できる。本件上訴人は高遠公司に係争ソフトの世界観及び人物の使用し、任天堂の許可を得ていないポータブルゲームの開発、製作を許諾したことは、顕かに双方間の信頼関係を阻害し、すでに係争解約約定の解約事由を構成した。

- (十三) 係争解約約定では催告しないで契約を解除することができる、となっていて、被上訴人がすでに2002年9月4日に上訴人に書簡を発送し、日本語版契約の解除を通知し、上訴人が同日にその書簡を受取ったことについて、双方が共に争議せず、並びに当該弁護士書簡の受取控えが

ファイルに添付されていて（原審ファイル（一）第 80 ページ）、日本語版契約が 2002 年 9 月 4 日に解除されたことが証明できる。

- (十四) 日本法律において契約解除の効果は、遡及的に失効するので、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う（日本民法第 545 条第 1 項）。但し継続的契約の解除の場合は、遡及効力がないので、将来に向かってのみ契約の効力を失う。例えば日本民法第 620 条賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力が生ずる、となっていて、並びに同法第 630 条雇用契約の解除、第 652 条委任契約の解除及び第 684 条組合契約の解除に準用し、その性質は台湾民法の「終止」に相当する。日本語版契約は上诉人に係争ソフトを 10 年使用できることを許諾した継続的契約であり、解釈のとき、同一法理に基づくべきで、日本語版契約は被上诉人が解除したときから、将来に向かってその効力を失うと認めるべきである。
- (十五) 被上诉人が上诉人権利侵害行為の排除を請求した準拠法は中華民国法であることについてすでに前記の通りとなっている。わが国著作権法第 84 条の規定では、著作権者又は出版者はその権利を侵害した者に対して、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。本件被上诉人は係争ソフトの著作財産権者であり、双方が締結した日本語版契約が上诉人により 2002 年 9 月 4 日に解除され、その解除は将来に向かってのみその効力が生ずることについて、上記の如く認定された。わが国著作権法第 22 条、第 26-1 条、及び第 28 条の規定により、被上诉人は係争ソフトの専有複製権、公開伝送権、改作権（翻訳権を含む）及び編集権を享有するが、上诉人は今でも台湾華義及び北京華義の公式サイトで係争ソフトオンラインゲームを台湾及び大陸地区の消費者の使用に提供し、知名な芸能人を広告に起用し、並びに係争ソフトを続けて複製したり、改作したり、編集したり、公開伝送したり、翻訳したりして、それに他人に許諾したりする可能性があるため、被上诉人の著作財産権を侵害し、又は侵害する虞がある。それ故、被上诉人は著作権法第 84 条の規定により、上诉人が続けて係争ソフト及びその更新したり、又は修正したものを複製したり、改作したり、編集したり、公開伝送したり、翻訳したり及び販売したり、他人に上記の行為を許諾したりしてはならないので、上诉人の侵害を排除し又は防止することを申し立てたことは、法的根拠があり、理由があるので許可されるべきである。
- (十六) 被上诉人は著作権法第 84 条の規定に基づいて、上诉人の侵害を排除又は防止を申し立て、許可されたので、別に営業秘密法第 11 条第 1 項の規定に基づいた、同一の経済目的の請求は、斟酌する必要がない。
- (十七) 以上を総合すると、被上诉人の主張は採用でき、上诉人の弁解は信用できない。上記の説明によって被上诉人は上诉人に対して、原判決の主文に示す通りの行為をしてはならない、と請求することができる。原審では上诉人に対して、原判決主文第 1 項に示す通りの行為をしてはならない、と判決し、且つ双方が担保を供する意があり、仮執行及び仮執行を免ずる宣告を申し立てたことは、法に符合し、それぞれ相当な担保金額を定め、併せて許可したことは、法に合致する。上訴趣旨では原判決が不当であり、廃棄して改めて判決すべきである旨の指摘には理由がなく、棄却されるべきである。

著作権関連

11

「飛行網 Kuro」が著作権法違反の罪に問われた裁判で、高等裁判所は 16 日、一審の有罪判決を維持し

■ハイライト

- (1) 音楽配信サイト「飛行網 Kuro」が著作権法違反の罪に問われた裁判で、高等裁判所は 16 日、一審の有罪判決を維持し、同サイト董事長（代表取締役）陳寿騰、最高経営責任者（CEO）陳国華、総経理（総マネージャー）陳国雄は確かに違法複製の罪の常習犯ではあるが、同サイトは告訴を提起した IFPI（国際レコード産業連盟）との間に和解が成立したため、裁判長は比較的軽い刑を言い渡した。
- (2) Kuro は 2000 年 7 月からピアツーピア方式（通称 P2P）のファイルシェアソフト及びネットワークメインコンピュータを利用して、会員が MP3 音楽・映像ファイルの伝達・ダウンロードができるようにした。但し、陳寿騰らはレコード会社の同意を得ないで、これらのレコード会社が著作権を所有する歌曲を MP3 に違法に複製し、インターネットで会員を誘致してダウンロードさせたため、レコード会社の摘発を受けた台北地方検察署は調査した結果、公訴を提起した。
- (3) 台北地方裁判所は 2005 年 9 月に Kuro に有罪判決を言い渡し、全世界で初めて P2P ウェブサイトが著作権侵害と認定され、有罪判決を受けた事例となった。料金を支払い、MP3 をダウンロードした会員までが有罪と認定され、同年 6 月士林地裁が同じ P2P サイトである全球数碼（サイト名）「ezPeer」の責任者に無罪判決を言い渡した結果と大いに異なる。不満に思うのは陳寿騰ら被告だけでなく、公訴を提起した台北地方検察署も刑が軽すぎるとして、双方とも控訴した。
- (4) 高等裁判所は台北地裁の見解を支持し、陳寿騰ら被告が P2P ソフトが犯罪の道具として悪用されるのを明らかに知り、かつ技術的にもファイル名と内容をフィルタリングする能力がありながら、商業利益を得るために、利用許諾を受けていない音楽ファイルの違法ダウンロードや交換を会員がサイトを通じて行えるようにするだけでなく、大いに宣伝したり販促活動を行ったりなどして、不特定者による音楽ファイルの違法複製を手助けした。これは犯罪の故意を構成し、会員と同じように共同正犯である。
- (5) 本件は国内で初めて P2P サイトが著作権侵害で刑事責任を問われ、有罪判決を受けた事件である。また、裁判所は料金を支払った会員が MP3 をダウンロードした行為も犯罪を構成すると認定した。ただ、Kuro と同じように MP3 のダウンロードのプラットフォームを提供する ezPeer の責任者は一審、二審においても無罪判決となり、関連事件に関する法律上の見解の相違を浮き彫りにしている。本件は有罪となった会員を除き、最高裁に上告することができる。
- (6) 判決では、飛行網はレコード会社の許諾を得ないで、これらの会社が著作権を所有する歌曲を違法に MP3 形式の音楽ファイルに複製し、会員がダウンロードできるようにするほか、ヤフーなどのサイトで「50 万曲の最新作 MP3、ダウンロードし放題」などの広告を掲載し、会員の加入を誘致した。高等裁判所はこれについて、陳寿騰ら被告は会員が交換にできる MP3 ファイルの数を速やかに拡充するため、共同で違法な公開伝送、複製等の方法で他人の著作財産権を侵害した。

1.

裁判番号：台湾高等裁判所 94 年度囑上訴字第 5 号刑事判決

裁判期日：2008 年 07 月 16 日

件名：著作権法違反

2.

控訴人即ち被告 飛行網股份有限公司

兼代表者 辛○○

控訴人即ち被告 戊○○

己○○

控訴人即ち被告 丁○○

3.

主文 原判決を取り消す。

辛○○、戊○○、己○○は共同で営利を意図して複製をする方法で他人の著作財産権を侵害することを業とし、辛○○は懲役 1 年、罰金新台幣 150 万元。戊○○、己○○はそれぞれ懲役 1 年 6 ヶ月に処し、罰金 150 万元を併科する。

飛行網股份有限公司法人の代表者、被用者は業務遂行のため、無断で複製をする方法により他人の著作財産権を侵害することを業とする罪を犯し、罰金 150 万円を科し、75 万円に軽減する。

丁〇〇は共同で連続して非営利的目的で複製する方法により他人の著作財産権を侵害し、その侵害総額は検挙されたときに合法的な著作物の複製物の市場価格で計算すると、新台幣ドル 3 万円を超過し、懲役 3 ヶ月、執行猶予 3 年。罰金で刑を換える場合、1 日につき 900 円で計算する。

以上の被告らはいずれも減刑されている。

3-2 事案概要

- (1) 辛〇〇は 1999 年 8 月に飛行網股份有限公司を設立し、飛行網の董事長（代表取締役）に就任する。その子戊〇〇、己〇〇はそれぞれ CEO、総マネージャーをつとめ、三人とも同社業務に実際に関与していた。飛行網は 2000 年 7 月から、Kuro というピアツーピア方式ファイルシェアソフト（以下、Kuro ソフト）及びネットワークメインコンピュータで、Kuro サイト（アドレスは <http://www.kuro.com.tw/> 及び <http://www.music.com.tw/> 両ドメインネームは同一の IP アドレス 203.73. 94.131 を共用）を運営し始め、利用者に MP3 の音楽ファイルの無料交換（伝達及び複製）を提供することを主な業務とする。
- (2) 2001 年 7 月から飛行網は有料制となり、飛行網サイトを利用して MP3 音楽ファイルを交換しようとする者は、1 ヶ月 99 元又は 6 ヶ月 500 元を支払って会員登録すれば、Kuro ソフトをダウンロードし、実行することができる。飛行網サイトが管理するホームページサーバーにリンクし、会員の身分及び料金を支払ったかどうかを確認される。確認を経てからメインコンピュータにログインすることができる。Kuro ソフトを利用すれば、接続中の他の会員が曲名、アルバムなどのキーワードを入力すれば、データベース中の MP3 音楽ファイルを速やかにサーチし、シェアフォルダー中に保存したファイルは他の会員が伝達したりダウンロードしたりする状態下に置かれる。
- (3) 会員のパソコンが飛行網にアクセスした後、飛行網は Kuro ソフトを通じれば接続中全ての飛行網会員のパソコン中の特定のフォルダーに保存してある、伝達、ダウンロードできる MP3 音楽ファイル、並びに録音ファイルのアクセスルート及び特定の IP アドレスが分かる。会員が曲名、シンガーの名前等キーワードを入力してサーチすれば、飛行網が管理している前述の「ファイル名インデックスサーバー」はこのファイルをシェアできる接続中のパソコンの MP3 音楽ファイルのファイル名、会員のニックネーム、ファイルのサイズ、接続速度等情報の画面を会員に知らせ、会員は特定の会員をクリックし、歌曲ダウンロードの指令を出せば、ファイル名インデックスサーバーはダウンロードしようとする会員とダウンロードを請求される特定会員間のピアツーピアのルート而建て、会員間でアップロード、ダウンロードの伝達及び複製の行為を完了させる。飛行網のソフト及び各サーバーのメインコンピュータは全体的に一つのサービスを構成し、会員が料金を支払ってはいじめてそのサービスを利用することができる。
- (4) 辛〇〇、戊〇〇、己〇〇は添付別表一及び添付別表二のナンバー 1~24、158~276 に示された歌曲はそれぞれ滾石國際音樂股份有限公司（以下、滾石公司）、華納國際音樂股份有限公司（以下、華納公司）、上華國際企業股份有限公司（以下、上華公司）、福茂唱片音樂股份有限公司（以下、福茂公司）、科藝百代股份有限公司（以下、科藝百代公司）、新力哥倫比亞音樂股份有限公司（以下、新力哥倫比亞公司）、博德曼股份有限公司（以下、博德曼公司）、豐華唱片股份有限公司（以下、豐華公司）、環球國際唱片股份有限公司（以下、環球公司）、艾迴股份有限公司（以下、艾迴公司）、華研國際音樂股份有限公司（以下、華研公司）、伊世代娛樂股份有限公司（以下、伊世代公司）、香港商華納音樂出版有限公司台灣支社（以下、香港華納台灣支社）、環球音樂出版股份有限公司（以下、環球音樂公司）、台灣滾石音樂經紀股份有限公司（以下、滾石經紀公司）、香港商百代著作權代理股份有限公司台灣支社（以下、香港百代台灣支社）、台灣琦雅有限公司（以下、琦雅公司）、豐華音樂經紀股份有限公司（以下、豐華音樂公司）、常夏音樂經紀有限公司（以下、常夏公司）、亞律音樂股份有限公司（以下、亞律公司）ら各社が著作財産権を享有する録音著作物又は音楽著作物であることを明らかに知りながら、その同意又は許諾を得ない限り、違法に公開伝送したり複製したりすることができない。
- (5) 飛行網が Kuro ソフト及びインターネットサーチサービスを会員に提供すれば、音楽ファイルの大量交換が可能になり、添付別表一、二に掲げられた著作物を含めて数多くの著作権者の同意或いは許諾を得ない著作物、著作権者の録音或いは音楽著作物が会員によって公開伝送されたり、複製されたりして、著作権者の著作財産権を侵害することを予見できたはずである。にもかかわらず、大量に会員を誘致するために、2001 年 7 月から会費を徴収し、巨額の利益を得ていた。上記著作権者の同意又は許諾を得ないで、ヤフー、PChome、3cc 流行音楽ウェブサイトで「50 万曲の最新 MP3、ダウンロードし放題」、「中国語、西洋、日本、韓国の最新 MP3、歌詞も全てキャッチ」といった内容の広告を掲載し、不特定者の会員加入を誘致し、著作物の伝達・複製について著作権

者の同意又は利用許諾を得ないで、上記方法で著作権者が所有する録音著作物や音楽著作物を会員にダウンロードさせていた。

- (6) 2003年3月初めごろ、丁〇〇は飛行網に会員登録し、アカウント「JOJOKIMO」で飛行網サイトから Kuro ソフトをダウンロードし、その雇い主が営業所においていた、貨物の仕入れ・販売を記録するためのパソコンにインストールした。飛行網は丁〇〇から半年500元の会費を徴収した後、丁〇〇の同サイトへのアクセスを認めた。丁〇〇は添付別表一に示された録音又は音楽著作物は添付別表一に示された著作権者が著作財産権を享有するものであり、著作権者の同意又は許諾を得なければ、違法に複製することができないことを明らかに知りながら、2003年7月11日午前零時から非営利目的で公開伝送、複製の方法によって上記著作権者の著作権を侵害する包括的犯意に基づいて、辛〇〇、戊〇〇、己〇〇らと共に2003年3月3日午前1時3分から、同年7月16日午後2時15分まで、連続して前掲職場におかれていたコンピュータ及びその周辺設備を利用して、事情を知らない雇い主李〇〇の名義を利用してインターネットサービスプロバイダー（即ちISP）、「中華電信数拠通信支社」に申請したADSLのアカウントを使って飛行網サイトが提供するサーバー及びKuroソフトを利用してインターネットを通じて違法に名前の知らない複数の飛行網会員のコンピュータ中のシェアフォルダーに保存していた（添付別表一に示された歌曲）MP3ファイル、併せて970点をその使っているコンピュータにダウンロード・複製し、上記著作権者の著作権を侵害した。辛〇〇、戊〇〇、己〇〇はこのようなことを業とし、利益を受けている。2003年7月22日、丁〇〇は前記職場で警察に検挙され、取調べで以上のことが明らかになった。
- (7) 辛〇〇、戊〇〇、己〇〇は交換できるMP3ファイルを速やかに拡充することによって、会員を誘致するため、共同で違法な公開伝送、複製の方法で他人の著作財産権を侵害することを業とするという犯意をもって2001年5月から彰化（台湾中部）飛行網商品部マネージャーとして事情を知る庚〇〇を雇い、「彰化洗歌ステーション」を設立、メインテナンスさせ、かつ著作財産権者の同意又は許諾を得ないで、庚〇〇と商品部職員が大量に市販の音楽CDを購入し、music matchソフトでMP3にファイル転換し、音楽CDに収録された歌曲を複製し、飛行網サイトのコンピュータにアップロードした。飛行網会員がダウンロード・複製できるように、2001年10月まで約3万1380曲の録音著作物を違法にコピーした。
- (8) 2002年2月、辛〇〇、戊〇〇、己〇〇は更に台中市で星紀科技有限公司（以下、星紀公司）を設立した。辛〇〇が月に3000元の報酬で事情を知る王洪連（既に死亡）を名義上の責任者として雇い、実際の業務は庚〇〇が経営し、商品部のファイル転換の仕事が続けた。更に庚〇〇が犯意のある丙〇〇、張〇〇、乙〇〇及び事情を知らない甲〇〇（甲〇〇の部分は既に無罪判決が確定。その他、庚〇〇、王洪連、丙〇〇、張〇〇、乙〇〇が著作権法違反の犯行は最高裁判所97年度台上字第944号判決で本裁判所台中支部に差し戻し、審理中）を雇った。
- (9) 引き続きアルバム内の録音著作物をMP3にファイル転換した後、FTPソフトで自動的に飛行網の北京及び台北の複数のFTPネットワークにアップロードし読み取った後、転々として飛行網自らが申請、利用した偽の会員に伝達し、星紀会社のコンピュータにKuroソフトをインストールし、飛行網会員がその違法複製したMP3ファイルを伝達・ダウンロードできるようにした。さらに2003年4月、辛〇〇、戊〇〇、己〇〇は星紀公司を廃業させ、同年5月21日に庚〇〇に譜訊科技有限公司の設立を指示し、王洪連が名義上の責任者を務めさせた。庚〇〇は実際に会社を経営し、引き続き丙〇〇、張〇〇、乙〇〇を雇い、違法な公開伝送（2003年7月11日零時から）、添付別表二に示された番号1～24、158～276の著作物を含めた録音著作物の複製を続け、飛行網会員がダウンロードできるように転々としてアップロードした。
- (10) 2003年11月20日午前10時20時ごろ、警察は庚〇〇、張〇〇、乙〇〇、丙〇〇らが利用したメインコンピュータ内のKuroシェアフォルダーから、彼らが違法に公開伝送しかつ複製した、レコード会社が著作財産権を享有する添付別表二に示された番号1～24、158～276の著作物のMP3ファイル（Kuroシェアフォルダー以外のフォルダーから見つけたMP3ファイルも含めて621点）を発見し、譜訊会社がファイル転換に使っていた正規盤音楽CD668枚、メインコンピュータ（コピーライター3点）25点等各種周辺設備を押収した。

3-3 理由

- (1) 2003年7月9日に公布した著作権法第3条第1項第5号により、複製とは、「印刷、複写、録音、録画、撮影、筆記その他の方法により直接、間接、永久又は一時的に複製することをいい、脚本、音楽の著作物その他これに類する著作物の実演、放送を録音し、又は録画すること、また建築に関する設計図若しくは模型に従って建築物を完成することもこれに属する」と定義されている。解釈上、情報通信網を通じて伝送し又はサーチされたデジタル著作物等情報を更にデジタル的に転換し、電子記録媒体（フロッピー或いはディスク）に保存する等行為は、新旧法を問わず、複製に該当する。

- (2) インターネットユーザーがレコード或いは CD に収録された音楽を MP3 形式のファイルで媒体に保存すること、又はインターネットからサーチした MP3 ファイルをダウンロードし、パソコンのハードディスクに保存する行為、又はこれによって保存した MP3 ファイルを更に CD に保存することは、いずれも音楽を形のある物に固定し、またこの電子式で保存した著作物の内容を別の保存媒体に再現させることも「録音著作物」の複製の定義に合致する。著作権法第 51 条、第 65 条第 1 項、第 2 項により、営利を目的としない個人若しくは家庭の私用に供するため、合理的な範囲内で図書館及び公衆の使用に供されない機器を利用して、公表された著作物を複製することができる。著作物の合理的使用は、著作財産権の侵害を構成しない。著作物の利用が第 44 条から第 63 条までの規定に該当するかどうか、又はその他の合理的な使用の状況に該当するかどうかは、一切の状況を考慮し、特に判断の基準として次に掲げる事項に留意しなければならない。一. 利用の目的及び性質。商業の目的若しくは非営利的で教育の目的を含む。二. 著作物の性質。三. 利用された質量及びそれが著作物の全体に占める割合。四. 利用の結果として著作物の潜在的市場と現在の価値に対する影響。
- (3) 被告丁〇〇は被告飛行網が提供する Kuro ソフトを利用して MP3 音楽ファイルをダウンロード・複製した。その行為は著作権法第 3 条第 5 号が定める複製であることは疑う余地はない。そして被告丁〇〇が添付別表一に示された歌曲の MP3 ファイルをダウンロードしたのは非営利的目的で個人の娯楽用に供し、正規盤 CD を購入する費用の支出を節約するためである。これは明らかに非営利的教育目的ではなく、商業性を有する娯楽目的であると考えられる。しかも丁〇〇は歌曲の一部のみをダウンロードするのではなく、全体をダウンロードするのであって、そのダウンロードした歌曲の数はなんと 970 曲に達し、これだけ大量のダウンロードは告訴人（レコード会社）の売上げ減少につながり、また著作権者の創作意欲及びデジタル音楽ダウンロード市場への開拓に悪影響を及ぼす。前掲規定に照らし合わせ、当然のこと著作物の合理的な利用にあたらぬ。
- (4) また被告丁〇〇が最後にダウンロードしたのは 2004 年 7 月 16 日で、その最後の行為時の著作権法、即ち 2003 年 7 月 9 日に公布し同年 11 日に発効する著作権法第 91 条第 2 項により、「非営利目的で複製の方法により他人の著作財産権を侵害し、その複製の部数が五点を超え、又は摘発された時点で合法的複製物の時価にしてその侵害総額が新台幣ドル 3 万円を超えたときは、3 年以下の懲役、拘留に処し、又は新台幣ドル 75 万円以下の罰金を科し又はこれを併科する。」同規定でいう「複製の部数が五点を超える」という計算基準は侵害された件数を計算のベースとし、侵害された著作物の権利者が同一人物か、侵害された著作物が同一著作物か又は同一著作物の種類かを問わず、警察で検挙されたときに最後に犯罪事実を認定した件数を基準とする。これについては、知的財産局 2003 年 9 月 16 日智著字第 0921600748-0 号書簡に添付された同局 2003 年 9 月 5 日付経智字第 09204611120 号令解釈が明確に示している。
- (5) また、2003 年 7 月 9 日に公布された著作権法改正案の第 92 条に他人の著作物の違法な公開伝送の罪を追加した。同法第 3 条第 1 項第 10 号が定めるいわゆる公開伝送とは、「公開伝送：有線電気通信、無線通信の電気通信回路その他の通信方法により、音声又は映像を通じて公衆に対して著作物の内容を提供し又は伝達することをいい、公衆が各自に選定する時間に、又は場所において上記の方法により著作物の内容を受信することを含むものとする。」をいい、その改正理由は「公開伝送の行為は、双方向的性質を有するコンピュータ又はインターネットによって伝送する形態が特徴で、公開口述、公開放送、公開演出等片方向的な伝統的な著作物内容の伝達と異なる。」とされる。そして同法第 3 条第 1 項第 7 号の公開放送の定義を「公衆が情報を受信する目的で、有線通信、無線通信その他の器材を以って、音声又は映像によって公衆に著作物の内容を伝達する。原放送者以外の職人が、有線通信又は無線通信を以って原放送されていた音声又は映像を公衆に伝達することも、これに属する。」から「公衆に直接聞かせ又は見せることを目的として、有線通信、無線通信その他の設備の放送システムによる送信を行うことにより、音声若しくは映像を通じて著作物の内容を公衆に伝達することをいう。原放送者以外の者によって、有線通信、無線通信その他の設備の放送システムによる送信を行うことにより、原放送されていた音声若しくは映像を公衆に伝達することも亦これに属する」に改める。これにより、公開放送と公開伝送の様態を区別させる。したがって、立法者の本意は旧法中の公開放送の範囲には公開伝送が含まれていないといえる。
- (6) 被告丁〇〇が Kuro ソフトを利用して添付別表一に示された告訴人が著作権を享有する MP3 録音ファイルを複製・ダウンロードしてフォルダーに保存し、他の会員がこれを読み取れるようにした行為は、現行著作権法の「公開伝送」に関する定義に該当するが、著作権法の公開伝送権に対する保護は 2003 年 7 月 9 日に公布、同年 11 日に発効する日から始まるため、被告丁〇〇が 2003 年 7 月 11 日零時からの上記行為のみが前掲著作権法中の公開伝送規定によって評価される余地がある。丁〇〇が Kuro サイトを通じて他のユーザーから MP3 音楽ファイルをダウンロード・複製し、そのダウンロードしたファイルをパソコンのシェアフォルダーに保存し、引き続きインターネット

に接続して他の不特定多数のユーザーが丁のパソコンに保存していた MP3 音楽ファイルを更にダウンロード・複製することができるようにしたことは、営利を意図するものではないが、そのメインコンピュータのシェアフォルダーに保存していた、添付別表一に示された告訴人が著作権を享有する MP3 音楽ファイルは明らかに 5 点を超え、丁が侵害した合法的な著作物の複製物の市場価格も 3 万円を超えることから、丁の上記行為について、2003 年 7 月 9 日に改正後の著作権法第 92 条第 2 項が定める非営利的目的による他人著作物の伝送の罪が成立するはずである。

また、著作権法第 92 条第 1 項が定める、営利を意図して公開伝送の方法により他人の著作財産権を侵害する罪は、同法第 3 条第 1 項第 10 号により、いわゆる「公開伝送は有線電気通信、無線通信の電気通信回路その他の通信方法により、音声又は映像を通じて公衆に対して著作物の内容を提供し又は伝達することをいい、公衆が各自に選定する時間に、又は場所において上記の方法により著作物の内容を受信することを含むものとする。」当時に記載された立法理由によると、条文中のいわゆる「公衆に提供する」は、利用者（ユーザー）が実際の伝送又は受信の行為を必要とせず、伝送又は受信のできる状態にあれば十分である、をいうのだが、他人が著作権を享有するファイル（MP3 音楽ファイルを含む）について言えば、伝送・ダウンロードにはもともと合理的な利用である可能性があり、会員が他人が著作権を享有するファイルを伝送する行為だけで他人の著作財産権を侵害する犯行と認定し、刑事責任を問うべきであると考えられない。2003 年 7 月 9 日に公布の著作権法改正案第 92 条第 2 項が定める、非営利的目的の複製及び他人の著作物の公開伝送の罪について、合理的利用ではないが、非営利目的の複製及び公開伝送はやはり公開伝送の部数（5 件）又は侵害総額（3 万円）の限度を免責条件とする。したがって、飛行網及び辛〇〇らはたとえ kuro ソフト及びサービスを提供し、会員間の媒介として互いに利用許諾を受けていない MP3 音楽ファイルを伝送したダウンロード・アップロードしたりシェアしたとしても、若し当該会員が公開伝送を行った行為は合理的な利用であることを主張して責任を免除され、著作権者の著作財産権を侵害した事実が存在しないのであれば、被告らが単に kuro ソフト及びサービスを提供した媒介行為も当然ながら公開伝送の方式で他人の著作権を侵害した犯行があると認めがたい。

●参照条文

著作権法第 91 条

無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 75 万円を科し、又はこれを併科する。

販売若しくは貸与を意図して、無断複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処し、又は新台幣ドル 20 万円以下の罰金を併科する。

光ディスクに複製することにより、前項の罪を犯したものは、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処し、又は新台幣ドル 50 万円以上 500 万円以下の罰金を併科することができる。

著作物は個人的に参考にし、又は合理的に利用したときは、著作権侵害を構成しない。

第 92 条第 1 項

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 75 万円以下の罰金を科し又はこれを併科する。

第 94 条第 1 項

第 91 条第 1 項、第 2 項、第 91 条ノ 1、第 92 条又は第 93 条に定める犯罪を業とする者は、1 年以上 7 年以下の懲役に処し、並びに新台幣ドル 30 万元以上 300 万円以下の罰金を併科することができる。

第 101 条

法人の代表者、法人若しくは自然人の代理人、被用者その他の従業員が、業務の遂行により第 91 条から第 96 条ノ 1 までの罪を犯したときは、各当該規定によりその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても各当該条文に定める罰金を科する。

前項の行為者、法人又は自然人の一方に対して為した告訴又は告訴の取り下げは、他方にもその効力が及ぶ。

著作権関連

12

有料法律情報提供システム立ち上げ時間短縮のため、同業者の法令データベース収録資料の大量複製は編集著作物の不正利用に該当し、経営責任者らの刑事責任が問われた事例

■ハイライト

法律実務書専門の出版社 X は営利目的で「法学知識網（ネットワーク）」を立ち上げるため、同業者 Z が運営する法令データベースから法律情報を大量に違法コピーして会員に利用させていた問題で、台北地方裁判所は、X は Z が所有する編集著作物（法令データベース）を不正に利用し、その著作財産権を侵害したとして、X 出版社の実際の経営責任者、顧問ら数人に実刑判決を言い渡した。

被告らは、Z 社が運営する法令データベースは著作権法が保護する対象ではないと主張するが、裁判長は、Z 社が長年法律情報を整理して開発した法令データベースの編集手法に著作物であると認め得る創作性があり、著作権法が保護する編集著作物に該当するとした。

判決では、著作権法第 9 条に列挙されたもの以外、オリジナリティがあり、文字、言語、イメージ又はその他の媒介物で具体的に表現することができ、かつ文学、科学、芸術その他の学術分野に関する人間の思考を取り入れた創作に属するものは、同法第 3 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項により、著作権法が保護する著作物であるとし、データベースに収録された資料の選択及びその編集手法に獨創性があれば、編集著作物として著作権法の保護を受けられるとの判断を示した。知的財産局 2005 年 4 月 15 日付電子メール第 940415 号解釈でもこれと同じ見解が示されている。

被告らが Z 社法令データベースへの不正アクセスを図り、十数万もの収録資料を違法に複製したことは、著作権法第 91 条第 2 項（販売を意図して無断で複製することによって他人の著作財産権を侵害した罪）に違反するほか、同法第 3 条第 1 項第 17 号に定めた権利管理電子情報に関し、Z 社が書き入れた著作権の帰属を示す文字を X 社があたかも自社が資料を作成したように書き換え、同法第 96 条ノ 1 第 1 号規定（他人の権利管理電子情報を変更する罪）に反するとされた。

台北地方裁判所刑事判決

裁判番号：96 年度訴字第 146 号

裁判期日：2008 年 08 月 27 日

●判決要旨

- 一、著作権法第 3 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項により、著作権法が保護する著作物は、文学、科学、芸術又はその他の学術分野に属する創作であり、資料の選択及び編集手法に創作性があるものは、編集著作物であり、独立した著作物として保護する。著作権法第 9 条に列挙されたもの以外、オリジナリティがあり、文字、言語、イメージ又はその他の媒介物で具体的に表現することができ、かつ文学、科学、芸術その他の学術分野に関する人間の思考を取り入れた創作に属するものは、著作権法の保護を受けられる著作物とする。オリジナリティとは、広義に解釈すると、狭義の獨創性及び創作性を含み、狭義の獨創性とは著作者が最初に独立で完成した創作をいい、単純に他人の作品の模倣、抄襲又は剽窃をするものではない。そして創作性は、必ずしも今までにないものとは限らないが、社会通念上その著作物は以前に存在した作品と区別する変化があり、著作者の個性を表現するに足るものさえあればよい。編集著作物は著作物の一種である以上、上記「著作物」に関する基本要素を備えなければならない。即ち、選択という手続きを経て編集された資料は一定の表現形式を除くほか、その表現の形式が著作者の思想上又は感情上の一定の精神的な内面を表せるものであってはじめて編集著作物であり得る。同時に、その精神的な内面にはオリジナリティがあり、かつ著作者の個性又は独特性を表現するに足る程度のものでなければならない。著作物、資料その他の独立した素材の集合物について、一定のシステム又は方法をもって大量の資料からその一部を抽出して応用し、電子的又はその他の方式によって比較的効率よくそのうちの一部資料を検索できるようにするものは、データベースである。収録、編集された資料とデータベースそのものはそれぞれ異なる保護客体であり、収録・編集される前のオリジナルな資料は著作権法によって保護されるものかどうかを問わず、収録・編集される資料の選択及び編集手法にオリジナリティがあり、かつ前記「著作物」であり得る基本要素を備えるものでさえあれば、著作権法上「編集著作物」に関連する規定によって保護されるべきである。

- 二、Z 社が開発した「法源法律網（法令データベース）」から各司法機関会議における決議の全文及び要旨、行政機関公文書の全文及び要旨及び各級裁判所判決文全文及び要旨等を調べることができたのは、Z 社総経理（副社長）T〇〇が Z 社設立前の 1986 年前後に専門担当者を派遣して、法

規、裁判例、行政書簡及び解釋令、法律関連書籍を含む国が所有する法律情報を幅広く収集し始めたからである。当時、公開資料が不十分で、紙で一枚ずつ収集し、法律専門担当者による資料の整理・編集・分析、要旨・関連条文及び適用法律の作成を経て逐一基本資料及び全文をタイプし、プリントアウトし、チェックし、データベースの索引を作成し、データバンクのシステムに組み込み、最終的にテストを行う。2001年によく法源法律網の構築が完了し、今でも法律情報の収集・整理・編集・関連情報の補充を続けている。

- 三. 法源法律網で「判決書」をサーチしたところ、検索結果で出てきた判決書全文及び要旨等資料はいずれも Z 社スタッフが収集・整理・編集したもので、要旨および関連条文、そして適用法律についても同社社員が手を加えており、行政書簡解釈項目でも行政機関の公文書に関する要旨を調べることができ、それは Z 社スタッフが各主務官庁が公布した行政書簡・解釋令の収集・整理・編集・分析を通じてデータバンクで検索する資料の付加価値を高めている。

「判決見解・書簡解釈」、「判決書検索」項目で調べる資料はいずれも Z 社がユーザーの利用習慣、資料の属性などによって資料の分類を企画・設計し、類別の構造と名称を策定し、さらに行政機関公文書のフィルタリングを行う。保存価値のない公文書などは収録せず、適用を停止した書簡解釈や判例についても注釈を付け加えて説明する。公文書のフィルタリングにあたっては、その内容次第、36もの類別に分類をする。

「判決見解・書簡解釈」及び「判決書検索」項目の下で調べられる行政書簡解釈、法律座談会及び判決書の要旨はすべて Z 社が法律専門担当者に依頼して整理作成したもので、ユーザーはキーワードを通じて要旨を検索することができる。検索結果で示した決議又は公文書発行時間、書簡番号、期日、要旨等から更に読みたい行政書簡解釈、會議決議又は判決書の本文の絞込検索ができる。当該法令データバンクの分類、特定類型の行政書簡解釈の選択及び分類、類型の設定及びアレンジ、要旨の作成、キーワードによる快速検索の設計などから、Z 社が専門担当者を雇って資料の選択と分類について創意工夫していたことが分かり、創作性があることを十分に示している。以上のことから、Z 社が開発した「法源法律網」データバンクの内容は編集著作物としてあるべき要件を満たしていると認め、著作権を以って保護すべきである。

- 四. 「法源法律網」の収録資料の文末に「法源資訊編集（法源資訊：Z 社社名）」、「法源資訊整理」、「裁判要旨内容は法源資訊が整理したもの」、「法源資訊股份有限公司台北市○○○（住所）」、「電子メールのアドレス」、「電話番号」、「無断転載禁止など著作権は Z 社が所有する」などといった記載があり、Z 社が著作物、著作者、著作財産権等に関する情報をユーザーに伝えている。これは明らかに著作権法第 3 条第 1 項第 17 号に定める「権利管理電子情報」に該当し、先に認定しなければならない。

- 五. 法学資料検索データバンクの購入、法学資料検索システムとデータバンクのメンテナンスについて、司法院（台湾の最高司法機関）と Z 社は 1996 年から毎年年間契約を更新している。そのうち、2006 年度の契約第 6 条第 6 項に「甲（司法院）が主管する資料（例えば甲が主管する法規、裁判等に関する資料）について、外部に公開していない項目を除き、乙（Z 社）は関連法令の規定に違反しない前提で、自ら価値を付加して利用することができ、・・・」と定めており、Z 社は前掲規定に基づき、司法院が主管する資料を自ら価値を付加して利用することができ、即ち Z 社は法律情報を自由に使用することができ、契約では如何なる制限も加えておらず、また Z 社が付加価値して利用する資料の著作財産権の帰属についても特別に規定していない。

2001 年から司法院と Z 社は、司法院は司法体系内の関係者、例えば裁判官、書記官たちがデータバンクを利用する「永久使用権」を取得し、司法体系外においては Z 社が著作権を取得することで合意しているため、Z 社と司法院間で結ばれた前掲契約は Z 社が法源法律網データバンクについて編集著作物の著作権を所有し、著作権法によって保護されていることを妨げない。

- 六. 被告 X 社顧問 I は法源法律網を利用するときに使うアカウントのパスワードと図書館から知ったもう一つのパスワードを X 社デジタル開発部門主任 D に提供し、2006 年 6 月のある日から同年 10 月 17 日まで 1 件当たりの資料（會議決議、公文書、判決書全文及び要旨などのデータバンク収録資料）の複製につき 0.7~0.8 元の報酬で事情を知らないアルバイト三人を雇い、顧問 I が提供したパスワードを使って法源法律網データバンクから「判決見解・書簡解釈」及び「判決書検索」項目の下の資料を逐次「コピー」、「貼り付け」、「新しいファイルに保存」という方法で違法に複製し、テキストファイルに保存したものを電子メールで X 社主任 D に送付した。D はアルバイトから送られてきたファイルを被告 Y 社 H に送付し、H は D 主任の依頼を受けて同社

プログラマーにプログラムの作成を命令し、電磁的記録中の「法源資訊編」を「月旦法学知識(X社社名)編」に、「法源資訊整理」を「月旦法学知識編審」に、Z社の住所、電子メールアドレス、著作権所有などの権利管理電子情報を次々とX社が指定する内容に変更した。

法源法律網データバンクから計13万8千もの資料を違法に複製したことについて、X社顧問I、主任D、およびY社プログラマーら被告は否認しない。

七. またZ社は法源法律網に収録された資料は同社が自ら収集・整理・編集をしたものであることを示すため、行政書簡解釈の各行末に「法」、「源」、「資」、「訊」、「審」、「編」、「版」、「権」、「所」、「有」などといった文字を巧妙に挿入している(訳注:「版權」とは著作権の意)。これらの文字は書簡解釈の内容と全く意味が通じず、あえて挿入したことに訳ありということがわかる。一方、X社データバンク「月旦法学知識庫」で調べた前掲行政書簡解釈(添付資料)からも法源法律網で調べたものと全く同じように「法」、「源」、「資」、「訊」、「審」、「編」、「版」、「権」、「所」、「有」というZ社によって審査・編集すること、そして著作権を所有するなどの文字が出てきた。

前述のように、Z社スタッフが作成した要旨には「裁判要旨は法源資訊が整理した」という記載が付け加えられている。ところが、X社データバンク「月旦法学知識庫」で調べたところ、不完全ではあるが、検索結果からZ社の著作権を示す文字の一部が出てきた。それを一々比較した結果、X社は法源法律網データバンクの編集手法、構造、内容まで違法に複製したことが明らかにされた。

八. 法源法律網に収録された資料の収集は1986年から始まったことから、データバンクの開発・構築は決してやすやすと成功することではないことがわかる。にもかかわらず、被告A(X社の実際の経営責任者)は2005年に「月旦法学知識庫」に実務判決見解を収録することを決めてから、2006年10月17日に警察に摘発されるまでの僅かな時間で1件当たりの資料複製につき0.7~0.8元の報酬でアルバイト三人を雇っただけで、どのようにして13万8000件余もの判決見解関連資料をデータバンクに収録することができたのか?X社データバンク「月旦法学知識庫」の開発会議に参加したことを否認し、データバンクの収録資料はどこからのものかを知らない、またデータバンク開発に必要なマンパワー、経費などについても検討していないなどという被告Aの弁解は信用しがたいものである。

九. 被告X社はかつて文書で法学検索データベース内の「判決見解・書簡解釈」及び「判決書検索」の複製について、司法院に許諾を請求したものの、司法院は「本院ウェブサイトにおける『判決見解・書簡解釈』に係る資料整理の業務は外部委託をしており、本院体系外の知的財産権は受託会社に帰属し、如何なる内容の複製も同意しがたい・・・」と返答したことも証人が提出した司法院書簡で確認されている。

十. 被告らが行ったことは、著作権法第91条第2項(販売を意図して無断で複製する方法によって他人の著作財産権を侵害する罪)及び第96条ノ1第1号(他人の権利管理に関する電子情報を変更する罪)に反する。X社顧問Iがアカウントのパスワードを提供したことは、上記規定に定めた罪の構成要件以外の行為であるが、前記犯罪行為の遂行に幫助するもので、幫助犯である。X社に雇われた被用者は業務の遂行により前記犯罪を犯し、被告X社にそれぞれ著作権法第91条第2項、第96条ノ1第1号により罰金刑を科する。被告らは2006年6月から同年10月17日まで数回にわたって違法複製、権利管理に関する電子情報の変更を行ったのは、主観的に同一の動機と目的である月旦法学知識庫データバンクの構築のためであり、犯意が同じで、その侵害する法益も同じである。各行為の独立性は極めて薄弱なため、社会通念に照らしてこれらの行為を分離することが困難で、その各々の挙動は犯行の一部であり、継続的に犯罪を遂行するものである。これは明らかに単一の犯意のもとでそれぞれ行為を接続して行い、単一の法益を侵害したため、一つの行為に含めて考え、各人に対して一罪として論ずるべきである。

参照条文

著作権法

第91条 無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル75万元を科し、又はこれを併科する。

- 2 販売若しくは貸与を意図して、無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、又は新台幣ドル20万元以下の罰金を併科する。
 - 3 光ディスクに複製することによって前項の罪を犯した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、又は新台幣ドル50万元以上500万元以下の罰金を併科する。
 - 4 著作物は個人的に参考にし、又は合理的に利用したときは、著作権侵害を構成しない。
- 第96条ノ1 次の各号のいずれに該当するときは、1年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル2万元以上25万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。
- 一. 第80条ノ1の規定に違反した場合。
 - 二. 第80条ノ2第2項の規定に違反した場合。
- 第101条 法人の代表者、法人若しくは自然人の代理人、被用者その他の従業員が、業務の遂行により第91条から第93条まで、第95条から第96条ノ1までの罪を犯したときは、各該当規定により行為者を処罰するほか、法人若しくは自然人に対しても各該当条文に定める罰金を科する。
- 2 前項の行為者、法人又は自然人の一方に対して為された告訴又は告訴の取り下げは、他方にも効力が及ぶ。

著作権関連

13

夜市での海賊版ディスクの販売で、男子に 14 万台湾ドルの賠償判決

■ハイライト

- (1) 基隆市の男子黄侶傑が去年、夜市の露店で海賊版映画ディスクを販売し、警察当局にディスク 13 枚が押収され、版權を有する会社が告訴を提起し、裁判官は 1 枚当たり 900 台湾ドルの 12 倍で計算し、14 万台湾ドル余を版權を有する会社に賠償すべきことの判決を下した。
- (2) 黄侶傑は 2006 年 5 月頃から、毎週の水曜日に基隆市基金一路の消防局前の露店で海賊版映画ディスクを販売し、「小紅帽」、「終極人質」等海賊版映画ディスク 13 枚が警察当局に押収された。
- (3) 黄侶傑は、ニックネームが「阿仁」と呼ばれている男子に雇われ、毎回 700 台湾ドル～800 台湾ドル等の報酬を受け取ったが、ディスクの出所については知らないと裁判官に表明したが、裁判所により著作権法違反として有期懲役 4 ヶ月に処され、罰金への転換ができるとの判決が言渡された。
- (4) 版權を有する会社である英屬維京群島商群體國際股份有限公司台湾分公司（支社）はその後、損害賠償の告訴を提起し、裁判官は、小紅帽及び終極人質は当時大人気の映画なので、被告の行為は既に版權を有する会社に潜在的な損失を与え、レンタル市場にも影響を及ぼしたと認定した。

- 1.▲裁判番号 97 年度基智簡字第 2 号
▲裁判期日 2008 年 9 月 30 日
▲関連法条 著作権法第 88 条第 3 項

- 2.▲原告 英屬維京群島商群體國際股份有限公司台湾分公司
▲被告 丙○○

3.裁判内容

3-1 主文

被告は 140,400 台湾ドル、及び 2008 年 8 月 23 日から返済日までの年 5%で計算した利息を原告に支払わなければならない。

原告のその他の訴えを棄却する。

訴訟費用は被告が 28%を負担し、その他は原告が負担する。

本判決の原告勝訴部分は仮執行を行うことができるが、被告は担保として 140,400 台湾ドルを提供すれば、仮執行を免じることができる。

3-2 事実概要

- (1) 原告は台湾法律に基づいて合法的に会社を設立し、「小紅帽」、「終極人質」映像製品の中華民国台、澎、金、馬地区での著作財産権を享有しており、且つ行政院新聞局錄影節目（録画番組）審査合格証明書が発行され、確定している。
- (2) ところが、被告は 2006 年 5 月 17 日から同年 5 月 31 日 23 時頃まで、あえて営利を意図し、違法な販売方法により、毎週の水曜日に基隆市安樂区○○○路の消防局前広場の夜市の露店で前記映像製品の海賊版ディスクを陳列し、1 枚当たり 100 台湾ドルの対価で不特定の人に販売し、原告の著作権を侵害し、その後ニックネームが「阿仁」と呼ばれている人が毎度 700 台湾ドルまたは 800 台湾ドルの報酬を被告に支払った。
- (3) その後、警察当局が情報により 2006 年 5 月 31 日 23 時頃、前記夜市で摘発し、その場で前記原告会社の權益を侵害した海賊版ディスクを押収し、検察官が公訴を提起した後、本院 95 年度易字第 385 号刑事判決が確定した。

3-3 理由概要

- (1) 原告は、被告が前記時間、地点で原告所有の「小紅帽」、「終極人質」映像製品の著作財産権を侵害したと主張した事実については、被告は異議がなく、且つ原告が提出した台北市政府營利事業登記証北市商一字第 F0000000-0 号、行政院新聞局局錄影字第 039365、038720 号錄影節目審査合格証明書、専属許諾書等のコピーが巻末にあり、証明となり、且つ被告の前記著作権を侵害した犯行は本院で懲役 4 月に処され、もし罰金に転換する場合、1 日 900 台湾ドルで換算する。本院 95 年度易字第 385 号刑事判決のコピーが巻末にあり、証明となり、本院の職権で前記刑事事件のファイルが調達し、事実であることが証明できたので、原告の前記主

- 張が真実であることが信じられる。
- (2) 行為者による著作権侵害の損害賠償について、もし被害者がその実際の損害額を証明するのが困難である場合は、侵害の状況により、1万台湾ドル以上100万台湾ドル以下の範囲内で賠償額を斟酌するよう裁判所に請求することができることは、著作権法第88条第3項に明文で規定されている。本件の被告が原告の著作財産権を侵害した事実は、既に前記の通りで、前記の説明から、当然損害賠償の責任を負うべきである。デジタルディスク市場では知名度、シナリオ・ライター、製作、企画、宣伝及び市場反応等の要素が、デジタルディスクの販売に大きく影響するもので、被告は原告の許諾を得ずに、違法にもコピーした海賊版デジタル映像ディスクを販売し、消費者がより低い価格で原告の映像著作を購入できるので、原告が享有している著作財産権の正版デジタル映像ディスクの販売路が減り、原告の著作財産権を侵害する行為である。
 - (3) また被告は他人の委託を受け、基隆市安樂区○○○路消防局前の広場の夜市の露店で、違法にコピーしたデジタル映像ディスクを不特定の人に販売していたが、その販売した海賊版ディスク枚の数量について、証明することができず、押収された海賊版ディスク13枚の一般市場での販売価格は、1枚当たり約900台湾ドルであることは、2006年6月27日、2006年12月30日に原告が聯合報に掲載したディスク価格の公告が巻末にあるので、証明となり、本院は被告の犯罪動機、目的、被告の不法行為の期間が2006年5月17日から同年5月31日まで計3回（台湾基隆地方法院檢察署95年度偵字第2629号偵查卷第8ページ、本院95年度易字第385号刑事卷第31ページを参照）であること、被告持有の海賊版映像著作がもし頒布された場合、消費者が原告から正版を購入する数量が低下すること、所得した利益等一切の状況を斟酌した後、1枚当たり900台湾ドルの映像市場価格で計算すると、原告は被告に請求できる賠償金は、押収されたディスク枚13枚の12倍で計算した金額140,400台湾ドルが妥当であると認められ、この範囲を超えた請求は、棄却されるべきである。
 - (4) 上記をまとめると、原告が140,400台湾ドル、及び起訴状の写しが被告に送達された翌日、即ち2008年8月23日から返済日まで年5%で計算した遅延利息の支払を被告に請求したことには、理由があり、許可すべきである。この金額を超えた請求は、理由がないので、棄却されるべきである。

著作権関連

14

万国会社が著作権侵害の告訴提起、最終的に被告群聯会社が勝訴

台湾新竹地方法院刑事判決

▲判決番号：95,自,5

▲案件摘要：著作権法違反

▲裁判期日：2008年10月03日

▲関連法律：著作権法第101条、第92条、第91条第1項、刑法第342条第1項、第317条

1.

▲裁判要旨

- ① 科学技術及び工程設計図は図形著作であり、当該図形も必ずオリジナリティを備えていて始めて著作権法保護の対象となる。つまり、実用物品形状の図形著作が全て著作権の保護を受けるわけでもない。もし、図形著作が単純に実用物品の形状又は特徴を表現しただけのもので、その他分離でき、なお且つ独立に存在できる図形設計がなければ、著作権の保護を受けることは出来ない。これが即ち「実用物品原則」であり、実用物品の形状は大抵固定の幾何図形の組み合わせによって成り立っており、もし図形設計が物品の習知又は通常の形状を超越していないなら、それはオリジナリティがあるものとは言いがたい。更に、仮に著作権保護が単純に実用物品形状を表現した図形設計にも及び、当該図形著作者による物品常用造形での使用に排他権利を与えるとすれば、明らかに人類創作の思惟及び構想の妨げとなり、文化活動の発展に深刻な影響が出る。
- ② 調べたところ、自訴人は USB フラッシュメモリーディスクを製造し、そのパネル上には円グラフ、残容量及びハードディスクラベルテキストを順に表示しており、円グラフを用いて面積の使用比率を表示している、これは一般大衆に通用しているものである。また、円グラフの配置がパネルの左側で、残容量及びハードディスクラベルテキスト配置がパネルの右側であるのも、一般的な排列方式であり、美術技巧の表現は備えていない。つまり上記円グラフ、残容量及びハードディスクは、美術技巧による思想や感情の表現ではなく、創作した美術技巧が表現されているものでもないで、いずれも美術著作とは認定しがたい。
- ③ 自訴人はまた、情報図示設計図（本裁判所ファイル 286P 参照）が図形著作及び編集著作である云々と主張しているが、調べたところ、当該情報図示設計図は、自訴人が製造している USB フラッシュメモリーディスクのパネルを平面図で表したものであり、当該図示又は排列方式で作者の思想又は感情上の一定の精神内面を出現させたり、又は表現して、作者の個性又は独創性の程度を表したのではない。つまり、上記情報図示設計図は図形著作及び編集著作ではないことは確かである。

2.

自 訴 人 万国科技股份有限公司
被 告 群聯電子股份有限公司
被 告 己〇〇
 甲〇〇
被 告 庚〇〇

3.上記被告等は著作権法等違反事件で、自訴人より自訴が提起された。本裁判の判決は以下のとおりである。：

3-1 主 文

群聯電子股份有限公司、己〇〇、甲〇〇、庚〇〇をいずれも無罪とする。

3-2 事実摘要

本件自訴の主旨は概ね以下のとおりである。：

- (1) 自訴人万国科技股份有限公司（以下、万国会社と称する）は 2003 年末から 2004 年年初にかけて、Bistable ディスプレイ技術を応用して USB フラッシュメモリーディスクパネルを開発し、ハードディスクラベルテキストや（例えば「PHOTO」又は「DATA」と標示して用途を区別したり、「JOHN」又は「MARY」と標示して使用者氏名を区別する）、USB の残容量をパネル上に表示する技術を結合させた。これらの技術を USB に使用するの自訴人のオリジナルであり、自訴人は著作権を有するものである。上記 Bistable ディスプレイ技術を USB フラッシュメモリーディスクパネルに応用し、電池を使用せずに、パネル上に使用者氏名、残容量、ハードディスクラベル等情報の表示を保持できる。

- (2) 自訴人は製品開発を決定し、被告群聯電子股份有限公司（以下、群聯公司と称する）に、その中の部品の一つであるコントロールチップの開発製造を委託し、双方でこの開発製造業務提携について秘密保持契約を締結した。
- (3) 被告群聯公司以上記チップ開発を担当した人員、即ち被告己〇〇、甲〇〇は係争製品の全ての情報を知っており、二人は上記秘密保持契約に基づき、本来業務上知悉又は保有した商業秘密を守る義務を負っていたにもかかわらず、その商業秘密を守らず、自訴人公司の人員即ち被告庚〇〇と、犯意に基づく連絡を行った。被告甲〇〇は、自己名義で 2005 年 7、8 月頃に上記技術について特許を出願し、自訴人の上記商業秘密を漏洩した。
- (4) また、被告己〇〇、甲〇〇、庚〇〇は、いずれも自訴人の上記製品開発製造事務を処理しており、三名は共同で被告群聯公司及び被告甲〇〇の不法な利益及び、自訴人の利益に損害を与えることを意図し、任務に背いて自訴人公司が著作権を有する上記技術について、被告甲〇〇が特許を出願した外、同時に複製の方法で被告群聯公司が自訴人の機能及び外観とほぼ同一の USB を大量生産した。被告群聯公司是営利を意図し、著作権法に違反して製造した USB を大量に販売し、巨額の利益を獲得し、自訴人の財産又はその他利益に損害を与えた。
- (5) また、自訴人公司人員の庚〇〇は、群聯公司との秘密保持契約締結を担当したが、その内容は自訴人公司に不利になっており、背信罪を犯した嫌疑がある。

3-3 理由摘要

- (1) 著作権の問題については以下のとおりである。
 - ① 科学技術及び工程設計図は図形著作であり、当該図形も必ずオリジナリティを備えていて始めて著作権法保護の対象となる。つまり、実用物品形状の図形著作が全て著作権の保護を受けるわけでもない。もし、図形著作が単純に実用物品の形状又は特徴を表現しただけのもので、その他分離でき、なお且つ独立に存在できる図形設計がなければ、著作権の保護を受けることは出来ない。これが即ち「実用物品原則」であり、実用物品の形状は大抵固定の幾何図形の組み合わせによって成り立っており、もし図形設計が物品の習知又は通常形状を超越していないなら、それはオリジナリティがあるものとは言いがたい。更に、仮に著作権保護が単純に実用物品形状を表現した図形設計にも及び、当該図形著作による物品常用造形での使用に排他権利を与えるとすれば、明らかに人類創作の思惟及び構想の妨げとなり、文化活動の発展に深刻な影響が出る。
 - ② 調べたところ、自訴人は USB フラッシュメモリーディスクを製造し、そのパネル上には円グラフ、残容量及びハードディスクラベルテキストを順に表示しており、円グラフを用いて面積の使用比率を表示している、これは一般大衆に通用しているものである。また、円グラフの配置がパネルの左側で、残容量及びハードディスクラベルテキスト配置がパネルの右側であるのも、一般的な排列方式であり、美術技巧の表現は備えていない。つまり上記円グラフ、残容量及びハードディスクは、美術技巧による思想や感情の表現ではなく、創作した美術技巧が表現されているものでもないもので、いずれも美術著作とは認定しがたい。
 - ③ 自訴人はまた、情報図示設計図（本裁判所ファイル 286P 参照）が図形著作及び編集著作である云々と主張しているが、調べたところ、当該情報図示設計図は、自訴人が製造している USB フラッシュメモリーディスクのパネルを平面図で表したものであり、当該図示又は排列方式で作者の思想又は感情上の一定の精神内面を出現させたり、又は表現して、作者の個性又は独創性の程度を表したものではない。つまり、上記情報図示設計図は図形著作及び編集著作ではないことは確かである。
- (2) 背信について
調べたところ、当該双方秘密保持契約には、自訴人に不利な内容の誤植があったが、関係証人の証言に依れば、庚〇〇が故意に行ったものではなく、背信の犯行があったと認定するには不十分である。
- (3) 工商秘密漏洩について
本件自訴人の「保存ボリューム情報表示機能のある保存関連装置」は、2004 年 2 月 20 日に特許を出願し、公告日 2004 年 12 月 11 日の公告後は一般に周知されていたことになる。当該特許公報では技術的にどのように当該情報を表示するのか説明している外、その中の第 14 点でも「... その中の保存ファイル資源分配用の参考ブロックの内容には保存ボリュームセクター、ファイル管理フォーマット及びボリュームラベルテキストが含まれる」と明記されており、当該情報は客観的には機密性を有しておらず、商業上の秘密資料でもないと言える。つまり、被告庚〇〇、己〇〇及び甲〇〇は、いずれも刑法第 317 条の工商秘密漏洩罪を構成していない。
- (4) 本件は提携案が失敗した後で、被告群聯公司が自ら USB フラッシュメモリーディスクを製造し商業上の競争に至ったが、複製罪、公開展示罪、改作罪、背信罪、工商秘密漏洩罪と結びつけること

は困難である。この外、その他被告等に上記罪状があったと証明する積極的且つ確実な証拠もないので、無罪判決を通告する。

著作権関連

15

新台湾ドル5千萬元を請求されたが、5千元の賠償とした判決

1、基本資料

裁判番号：台湾板橋地方法院 97 年度重智字第 4 号民事判決

裁判期日：2008 年 10 月 30 日

裁判理由：侵害行為損害賠償

関連条項：著作権法第 3 条 1 項 11 号、第 88 条、第 89 条(2004.9.1)、刑法第 301 条(2003.6.25)

裁判要旨：

- (1) 著作権法でいう「改作」とは、翻訳、編曲、書換え、映画の撮影その他の方法により原作品について新たに創作をすることをいう」と著作権法第 3 条第 1 項第 11 号に明文が規定されている。いわゆる「その他の方法」とは、原作品の表現形態を変更したことにより、その内容を再現させる場合に限ることは当然である。例えば、原美術著作物の図形に対する増減が、即ち改作のその他の方法に属するものである。調べた結果、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（台湾語、ちびを意味する）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト（瑋哥之人形騎單車図像）」図形と、原告が著作権を有する「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」図形とは、人の形の図形及び「北」文字を結合した特徴が類似しているほか、被告は原告が著作権を有する前記の「WEIGO」英文字の第二、三アルファベットを入れ替えて、「WIEGO」としただけである。又、被告が作成した前記の「WIEGO」英文字の色は、原告の著作物である前記の「WEIGO」英文字の色とはともに青色である。
- (2) 前記の説明を踏まえて、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（ちびの意）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト」を検討したところ、著作権法第 3 条第 1 項第 11 号で規定された改作行為に該当し、且つ原告が有する系争「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」を改作したものである。
- (3) 被告が発表した「私の心因性健忘症」文章について、たとえその内容が原告をからかったものであるとしても、読者に原告本人が当該文章を書いたことを信用させようとしたのではないことから、言論自由の分野に属し、原告の名誉毀損に該当するとは当然認定され難い。

2、当事者

原告：甲〇〇

被告：乙〇〇

3、裁判内容

前記当事者間の不法行為に対する損害賠償事件につき、原告は刑事付帯民事訴訟を提起し、本院刑事法廷の決定により移送されて来たもので、次の通り判決する。

3-1 裁判主文

被告は、原告に新台湾ドル伍仟元及び 2007 年 12 月 6 日より起算して、返済日までの年利率百分の五で計上した利息を支払うべきである。

原告によるその他の訴えは棄却する。

訴訟費用は被告が千分の一を負担する。残りの部分は、原告が負担する。

本判決第一項について仮執行ができる。但し、被告が予め新台湾ドル伍仟元の担保金を供託した後、仮執行を免除することができる。

原告によるその他の仮執行の申し立ては棄却する。

3-2 事実摘要

- (1) 調べた結果、原告はその選挙出馬のスローガン、即ち「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」（以下 WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラストという）の著作権を有している。被告は 2005 年台北県第 15 回台北県長選挙期間中に、原告が「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」の著作財産権を有する図形著作物であり、原告及びその権利を有する者による許諾や同意を得ないで、無断で前記の著作物を改作してはならないことを明らかに知りながら、あえて 2005 年 9 月、10 月頃の某日、原告又はその許諾者による同意を得ないで、前記の「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」著作物を無断で改作した図形（以下 WIEGO、足細尾、瑋哥が自転車に乗っているイラストという）を「無名小站股份有限公司」（以下無名小站という）の <http://www.wretch.cc/blog/wiego> にある「瑋哥ブログ」にアップロー

ドしたことにより、無断で改作方法で、原告が著作財産権を有する前記の著作物を侵害するに至った。

- (2) 原告は、著作権法第 88 条第 2 項第 1 号に基づき、損害賠償を請求した。同条項によると、「民法第 216 条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できないときは、その権利の行使により通常の場合からして予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額をもってその受けた損害の額とすることができる」と規定されている。原告は、もともと係争選挙ロゴを周辺商品に印刷することで、有権者より関連選挙経費のやりくりをしようとしたが、今では、被告は無断でロゴを改作したことにより、もともと当該ロゴの印刷物を購入しようとした有権者でさえ、購入をやめたので、この部分の請求金額を NT\$2,000 万元と算定した。
- (3) 被告が無名小站というサイトで、ブログを構築し、不特定の多数人への展示に供したほか、ブログの内容が、原告の名誉毀損に関わる叙述でもって、原告の当選を阻む目的の他に、原告の名誉を毀損するに至った。それ故、原告の名誉毀損に関する部分については、原告の社会的地位及び受けた損害を酌量し、民法第 184 条第 1 項、第 195 条第 1 項に基づいて、被告に非財産上の損害賠償として NT\$500 万元を請求した。

3-3 判決理由

- (1) 原告は名誉毀損の賠償として、被告に NT\$500 万元を請求した部分について：
 - ① 原告は被告がその名誉を毀損したとの主張については、主に被告は次に掲げる内容の文章を瑋哥ブログにアップロードし、その内容に「資金調達が上手だが、返済しない」、「私の心因性健忘症」等の文章が含まれている。
 - ② 調べた結果、原告が、第三者である台湾中小企銀に対し返済の責任等を負うべきことは、いずれも客観的な事実であり、被告は原告が返済しなかったことをからかったが、事実無根でもない。

また、被告が発表した「私の心因性健忘症」文章について、たとえその内容が原告をからかったものであるとしても、読者に原告本人が当該文章を書いたことを信用させようとしたのではないことから、言論自由の分野に属し、原告の名誉毀損に該当するとは当然認定され難い。

- (2) 原告は被告が著作権法に違反したとして賠償金として NT\$2,000 万元を請求した部分の争点及び本院の判断について：
 - ① 被告は原告の著作財産権を侵害したか否かについて：
 - a. 著作権法でいう「改作」とは、翻訳、編曲、書換え、映画の撮影その他の方法により原作品について新たに創作をすることをいう」と著作権法第 3 条第 1 項第 11 号に明文が規定されている。いわゆる「その他の方法」とは、原作品の表現形態を変更したことにより、その内容を再現させる場合に限ることは当然である。例えば、原美術著作物の図形に対して増減が、即ち改作のその他の方法に属するものである。調べた結果、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（台湾語、ちびを意味する）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト（瑋哥之人形騎單車図像）」図形と、原告が著作権を有する「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」図形とは、人の形の図形及び「北」文字を結合した特徴が類似しているほか、被告は原告が著作権を有する前記の「WEIGO」英文字の第二、三アルファベットを入れ替えて、「WIEGO」としただけである。又、被告が作成した前記の「WIEGO」英文字の色は、原告の著作物である前記の「WEIGO」英文字の色とはともに青色である。
 - b. 前記の説明を踏まえて、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（ちびの意）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト」を検討したところ、著作権法第 3 条第 1 項第 11 号で規定された改作行為に該当し、且つ原告が有する系争「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」を改作したものである。
 - c. 被告は、原告の同意を得ることもなく、且つ合理的範囲内の使用もせずに、前記の著作物を「WIEGO、足細尾、瑋哥が自転車に乗っているイラスト」として改作したほか、それをアップロードし、「瑋哥ブログ」サイトで公開し、不特定の多数人への展示に供したことにより、不法に原告の著作財産権を侵害する故意があったことはいうまでもないので、著作権法第 88 条に基づき、原告に対して損害賠償の責任を負うべきである。
 - ② 原告が被告に損害賠償として請求した NT\$2,000 万元及びそれにより発生する利息の部分について：
 - a. 民法第 216 条に基づくと、「損害賠償は、法律に別段の規定があるか、又は契約に別段の定めがある場合を除いて債権者の受けた損害及び失った利益を補償することを限度とす

る」と規定されている。『失った利益』は、通常の場合、又は既定の計画、設備その他の特別の事由により、客観的な確定性があったときに、初めて称することができる。

- b. 原告は前記の著作権が被告により侵害されたことにより、損害を受けたこと及び予期できる利益が喪失したことを主張する以上、本件の被告により前記の著作権者が侵害されたことの受けた損害を立証しなければならない。また、失った利益について、原告もかつて選挙に出馬し、T シャツを販売して、選挙経費のやりくりをしたことがあると証明しなければならず、且つ合理的方法で以前にもT シャツの販売によってやりくりをした選挙経費を根拠にして、今回のT シャツの販売で得られた選挙経費が、被告に対し賠償を請求できる金額に達すると推計する。
- c. ところが、原告は審理の際に販売当初の関連製品販売数量の帳簿を提出しておらず、損害を受けたとの空言を主張したが、対外的に客観的事実があったこと、利益取得の可能性があることの主張は認定され難い。原告は、被告が係争著作物を改作したことにより、関連製品の売上が下落し、NT\$2000 万円の損害を受けたとの主張は、明らかに事実無根である。
- d. 「損害賠償の訴えについて、当事者が損害を受けたことを証明し、客観的にその数額を証明できないとき、又は証明に明らかに重大な困難があるときは、裁判所は弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して、経験法則及び論理法則に違反しない範囲内において、心証を得てその額を定めなければならない。

調べた結果、原告の著作財産権を有する前記ロゴの図形著作物について、被告が原告による許諾を得ないで、無断で原告が著作財産権を有する図形著作物を改作したことは、取引の慣習を酌量したうえ、支払うべき合理的なロイヤルティーに相当する利益を節約することができる。また、原告が係争著作権を取得した価格が NT\$5,000 元であることから、著作権者は、使用を許諾する時に、取得できる合理的なロイヤルティーの金額は NT\$5,000 元を査定する根拠とすべきである。更に本件の原告はその著作権が侵害されたことだけを証明し、客観的に損害を受けたその数額を証明できないばかりでなく、証明に重大な困難があることはすでに前述の通りである。本院は、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して、且つ知的財産権者が係争著作財産権を取得した価格が NT\$5,000 元であることから、本件の損害賠償金額を NT\$5,000 元とすることを定めた。

著作権関連

16

マイクロソフト海賊版ゲームCDを販売したことにより 261 万円の賠償判決

裁判番号：台湾台北地方裁判所 97 年智字第 27 号民事判決

裁判案由：侵害行為損害賠償

裁判期日：2008 年 11 月 13 日

関係法律条文：商標法第 61、63 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項（2003.5.29）、著作権法第 88 条（2006.5.30）

判決要旨

- (一) 商標権侵害の部分：裁判所では、マイクロソフトの海賊版ディスクを 1 枚につき 1120 元の価格で賠償を計算する旨の要求が不合理であり、1 枚につき売価 80 元から 100 元の平均価格の 700 倍の罰金に処し、商業的名誉の損失 10 万元を加え、計 6 万 3 千円とするのが合理的であると認めた。
- (二) 著作権侵害の部分：著作権法の規定では、著作財産権において 1 万元以上 50 万元以下の賠償額を請求することができることとなっているので、裁判所はマイクロソフトが要求した一種類の海賊版ゲームにつき 100 万円の賠償金が高すぎるので、一種類の海賊版ゲームにつき 5 万円で、「development kit」を 10 万円で計算し、計 245 万円で、商標権及び著作権の侵害賠償金を合計 261 万 3 千円とすることが合理であると認めた。

原告：米国マイクロソフト代表者 Thomas C. Rubin, S.A.

被告：ZOO

上記当事者間の侵害行為損害賠償請求事件について、本裁判所での口頭弁論が 2008 年 10 月 23 日に終了したので、次の通り判決する。

主文：被告は原告に NT\$261 万 3 千及び 2007 年 12 月 19 日より弁償日まで年利率 5% で計算した利息を支払うべきである。

被告は費用を負担し、附表三に示す通りの謝罪広告を長さ 25 センチ、広さ 19 センチのサイズで経済日報の一面の下半分のページに掲載すべきである。

原告のその他の訴を棄却する。

訴訟費用は被告が 4% 負担し、そのほかは原告が負担する。

本判決第一項については、原告は被告のために NT\$87 万の担保金を供した後、仮執行を行うことができる。但し、被告がもし NT\$261 万 3 千の担保金を供した場合、仮執行を免ずることができる。

原告のそのほかの仮執行の申立を棄却する。

事実概要

- (一) 被告は「XBOX」等商標図形、文字は原告が法によって經濟部中央標準局（現在の經濟部智慧財産局）に登録を出願し、商標専用権を取得し、コンピュータ、コンピュータプログラムのあるディスク、テレビ及びコンピュータに接続するゲーム機など及びそのほか同類に属する一切の製品に使用が指定され、今でも専用期間内にあり、原告の同意又は許諾を得ずに同一商品に同一の登録商標を使用してはならないこと、前記商品であることを明らかに知りながら販売したり、販売を意図して陳列したりすることができないこと、原告が「XBOX」にセーブされている（XBOX Development Kit）コンピュータプログラム著作及び原告が発行した XBOX、XBOX360 ゲームソフトに対する著作権を享有して、原告の同意又は許諾を得ずに無断で複製したり、営利を意図し、所有権移転の方法で散布したりしてはならないこと、XBOX ゲームディスクが XBOX 本体で執行されたとき、テレビスクリーンに XBOX 等商標図形が出現し、消費者にそのゲームソフトがマイクロソフトが発行したものであることを思わせることを明らかに知りながら、敢えて無断で上記登録商標を同一商品に使用して販売し、他人の著作権の侵害の犯意に基づき、2006 年 12 月初め頃、NT\$4 万余りの価格で、附表一、二に示す通りの XBOX、XBOX360 海賊版ゲームディスクを購入した後、2006 年 12 月より 2007 年 1 月 31 日まで、その経営に係る店で上記ゲームディスクを陳列し、NT\$80 から 100 で不特定の人に販売して利益を図り、同じ期間において所有のコンピュータ、DVD ライターなどの設備で無断で上記のディスクを複製して販売し、原告の著作権及び商標専用権を侵害し、原告に損害を与えていたところ、2006 年 1 月 31 日に警察当局に取り締まれ、コンピュータ本体 2 台（DVD ライター搭載、キーボード及びマウスを含む）、液晶モニター 1 台、プリンター 1 台、海賊版 XBOX ディスク 473 枚、XBOX360 ディスク 284 枚、空ディスク 1 ロット、コットンケース 1 ロットなどが押収され、台北地方裁判所刑

- 事法廷 96 年度訴字第 1736 号判決では、被告の著作権法違反が構成する、と認められ、顕かに被告が原告の権利を侵害した。
- (二) 著作権部分：原告の起訴主張では、著作権はそれぞれ計算すべきで、一度で数個の著作権を侵害したとしても、逐一その損害額を計算すべきであるので、原告が自ら発行した 47 種類のゲームソフトについて、一つのソフトを一単位として 100 万元で計算し、被告が 4700 万元の賠償金を支払うべきであると裁判所に申し立て、又、被告が「Development Kit」コンピュータプログラム著作を侵害した行為について、原告は状況が最も嚴重な 500 万元の賠償金を申し立てた、となっている。
- (三) 商標法部分：原告は、被告は原告の許諾を得ずに原告の商標を押収された海賊版 XBOX、XBOX360 ゲーム CD に使用し、押収された商品の小売価格はマイクロソフト公式サイトで発表した売価が US\$19.99~49.99 の間となっているので、その平均価格は約 US\$35 で、台湾ドルに換算すると NT\$1120 位（為替レート 1:32 で計算する）になり、被告が販売を意図し、故意に商標権を侵害した行為は顕かに嚴重だったので、侵害状況が最も嚴重な小売価格 1500 倍で損害賠償金額を定めるべきであると裁判所に申し立てた。
- 又、商標法第 63 条第 3 項の規定では、商標権者の業務上の信用、名声が侵害により損害されたときは、別途相当する賠償額を請求することができる、となっている。係争海賊版商品の品質が低劣で、消費者に原告 XBOX ゲームの品質もよくないものと連想させ、それに被告は係争海賊版 XBOX を低い価格で販売し、原告の定価策略を破壊したので、被告が原告に 100 万元の商業的名誉の損失を賠償すべきであると裁判所に申し立てた。
- (四) 被告の行為は原告の社会的評価にマイナスの影響を与え、原告の名誉にも損害を与えたので原告は民法第 195 条の規定により、被告に対して名誉回復のため適当処分を請求し、被告が費用を負担し、新聞紙に添付一に示す通りの謝罪広告の掲載を要求することができる。

理由摘要

- (一) 商標法違反の部分：商標法第 63 条第 1 項第 3 号の規定では「押収された商標専用権を侵害した商品の小売単価」を指して、「商標専用権が侵害された商品の小売単価」を指すものではなく、本件の海賊版ゲームディスクの小売単価は 80 元~100 元不等で、平均数の 90 元で小売単価を計算すべきで、原告が市場価格 1120 元で計算した小売価格の主張は採用できない。原告が受けた損害及び被告が得た利益は 700 倍で賠償額を計算するのが適当なので、その損害額は 63000 元になる。
- 被告は低い価格で海賊版ゲームソフトを販売し、消費者に原告の定価策略を誤解させるおそれがあり、原告の商業的名誉に損害を与えたので、その侵害状況を斟酌した上、商標法第 63 条第 3 項の規定により、被告は原告に商業的名誉の損失として 10 万元を賠償すべきである。
- (二) 著作権法違反の部分：被告は 2006 年 12 月より 2007 年 1 月 31 日に警察当局に取り締まられたまで、店を設置して上記の海賊版ディスクを販売し、その販売期間が 2 ヶ月だったので、原告が受けた損害及び被告が得た利益を斟酌すると、ゲームソフトの部分について、一種類のゲームソフトを 5 万元で、「Development Kit」コンピュータプログラム著作を 10 万元で損害額を計算するのが適当である。
- (三) 新聞紙への謝罪広告の掲載：被告は同意を得ずに、XBOX ゲームディスクを複製し、その複製したものの品質がよくなく、原告の信用及び名誉に影響を与え、且つ原告の定価策略を破壊し、消費者を誤解させ、既に原告の名誉を損ねたので、原告の被告に対する添付三に示す通りの謝罪広告の新聞紙への掲載要求は、名誉回復の適当処分なので、許可すべきである。
- (四) 原告は商標法及び著作権法の規定によって被告に対して、261 万 3 千円の賠償金（163000 + 2450000 = 2613000）及び年利率 5% で計算した利息を支払うこと、及び添付三に示す通りの謝罪広告を新聞紙に掲載することなどの請求には、理由があり、許可すべきであり、そのほかの請求には理由がなく、棄却すべきである。